

**令和6年度**

**整備主任者・検査員研修 法令研修**

**【沖縄版】**

# 令和6年度 整備主任者・検査員 法令研修（沖縄）

## 目 次

### 整備関係

1. 沖縄管内における自動車保有車両台数推移	1
2. 街頭検査実施状況	1
3. 継続OSS利用状況	2
4. 自動車整備事業の現況	5
5. 指定自動車整備工場の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）	5
6. 検査機器等による保安基準の判定基準について	9
7. 自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表	16
8. 指定整備記録簿の記載要領について	21

### 参考資料

1. OBD検査関係通達等	30
2. 整備部門からのご協力のお願い	48
3. 自動車整備士の仕事（パンフレット）	55
4. 継続検査に係る広告等料金表示の適正化等について（景品表示法ガイドブック）	57

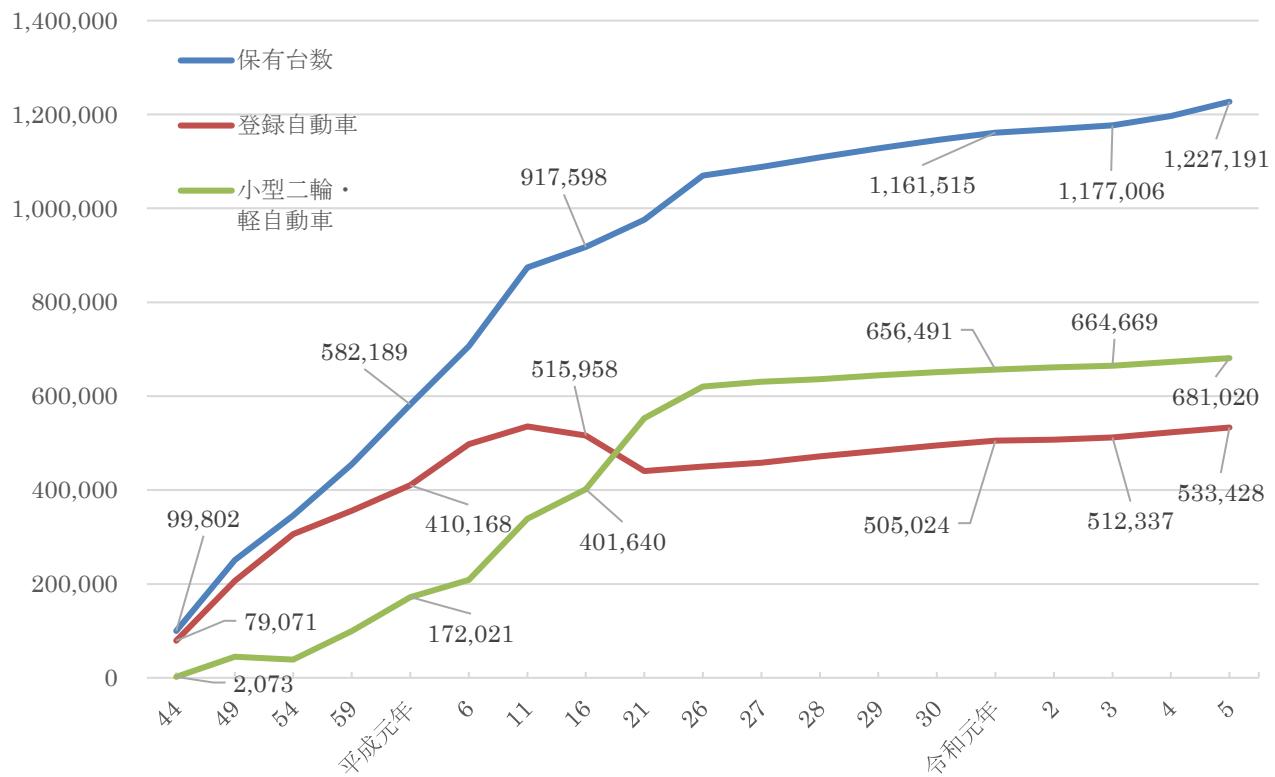
### 審査事務規程関係

1. 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について	60
2. 審査事務規程の一部改正について（第51次改正）	62
3. 審査事務規程の一部改正について（第52次改正）	63
4. 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について	64
5. 審査事務規程の一部改正について（第54次改正）	66
6. 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について	67
7. 審査事務規程の一部改正について（第56次改正）	69
8. 審査事務規程の一部改正について（第57次改正）	70
9. OBD検査の概要	71
10. 自動車技術総合機構からのお知らせ	83

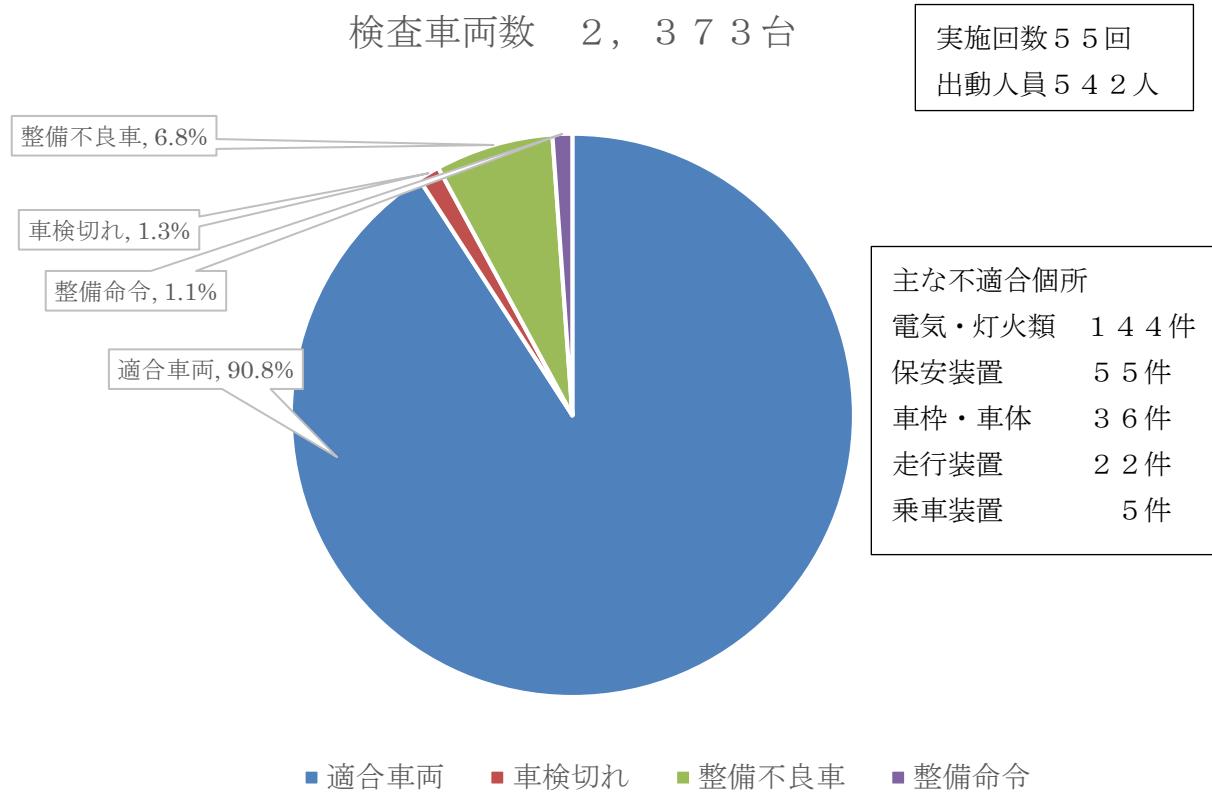
### 軽自動車関係

1. ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について	91
2. 検査コースにおける前照灯試験機を用いた前照灯検査（ロービーム計測）について	94
3. OBD検査の開始について	95
4. 軽自動車の次回重量税照会サービスについて	99
5. 指定継続申請の際のお願いについて	102
6. 軽自動車OSS（新車・継続検査（指定整備））について	105
7. すべての申請へのお願いについて	110
8. 申請書類提出順序のお願いについて	112
9. 構内事故防止のご協力のお願い	114
10. 構内駐車場レイアウト変更について	118

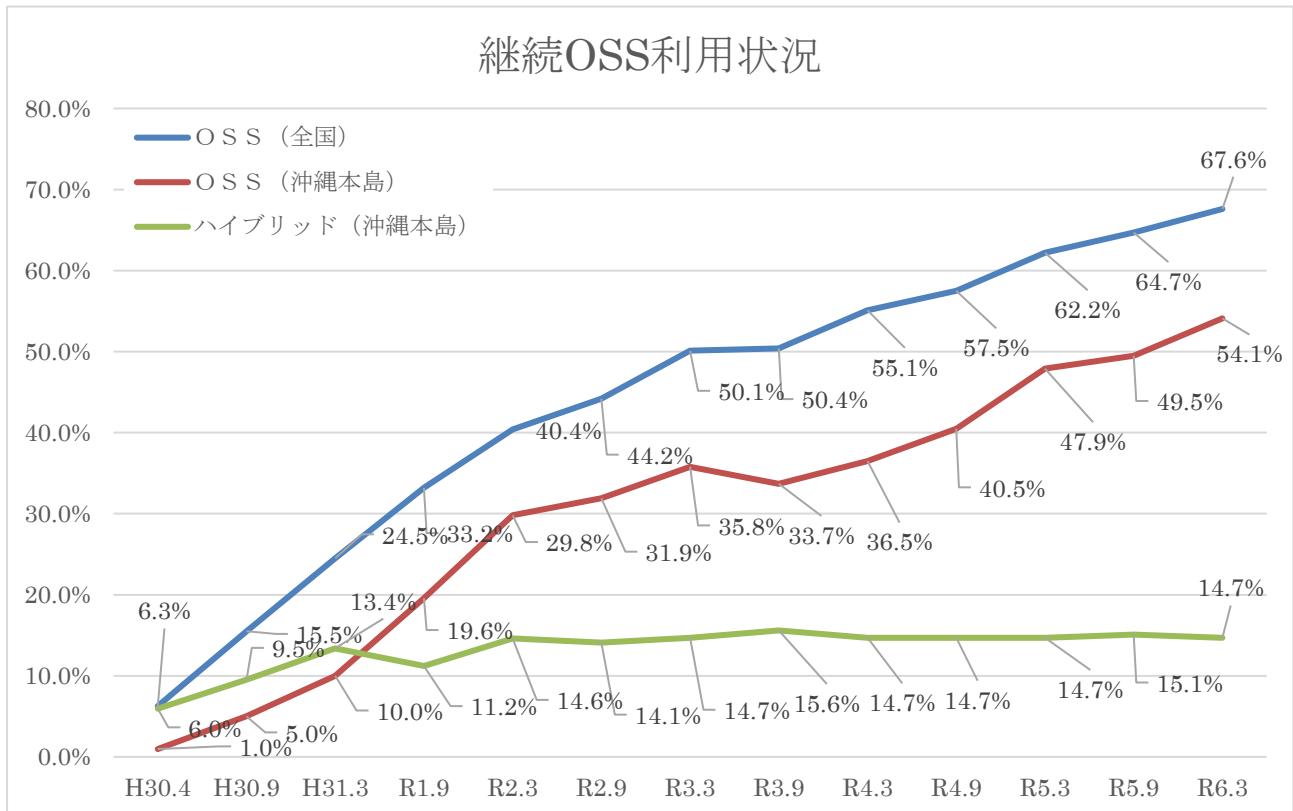
## ●沖縄管内における自動車保有車両台数推移



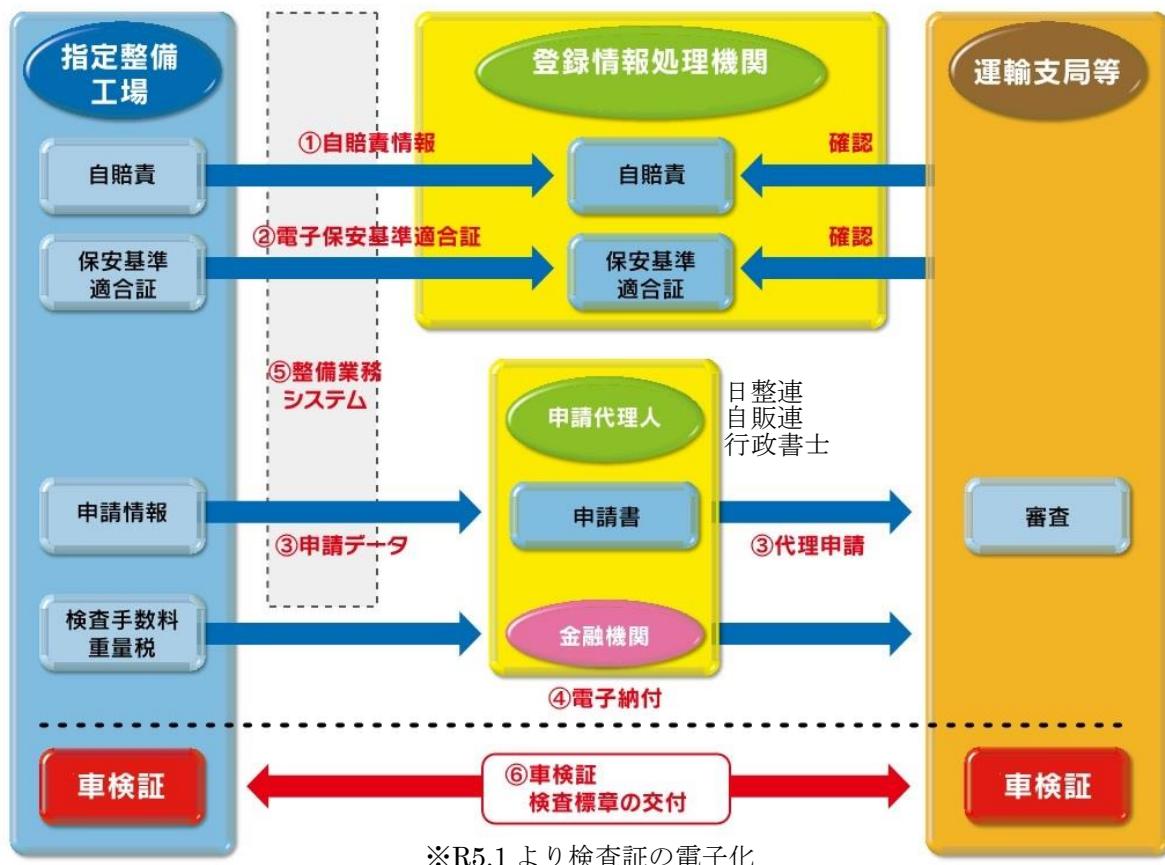
## ●街頭検査実施状況（沖縄県内）



## ●継続 OSS 利用状況



## 継続検査OSSの概要

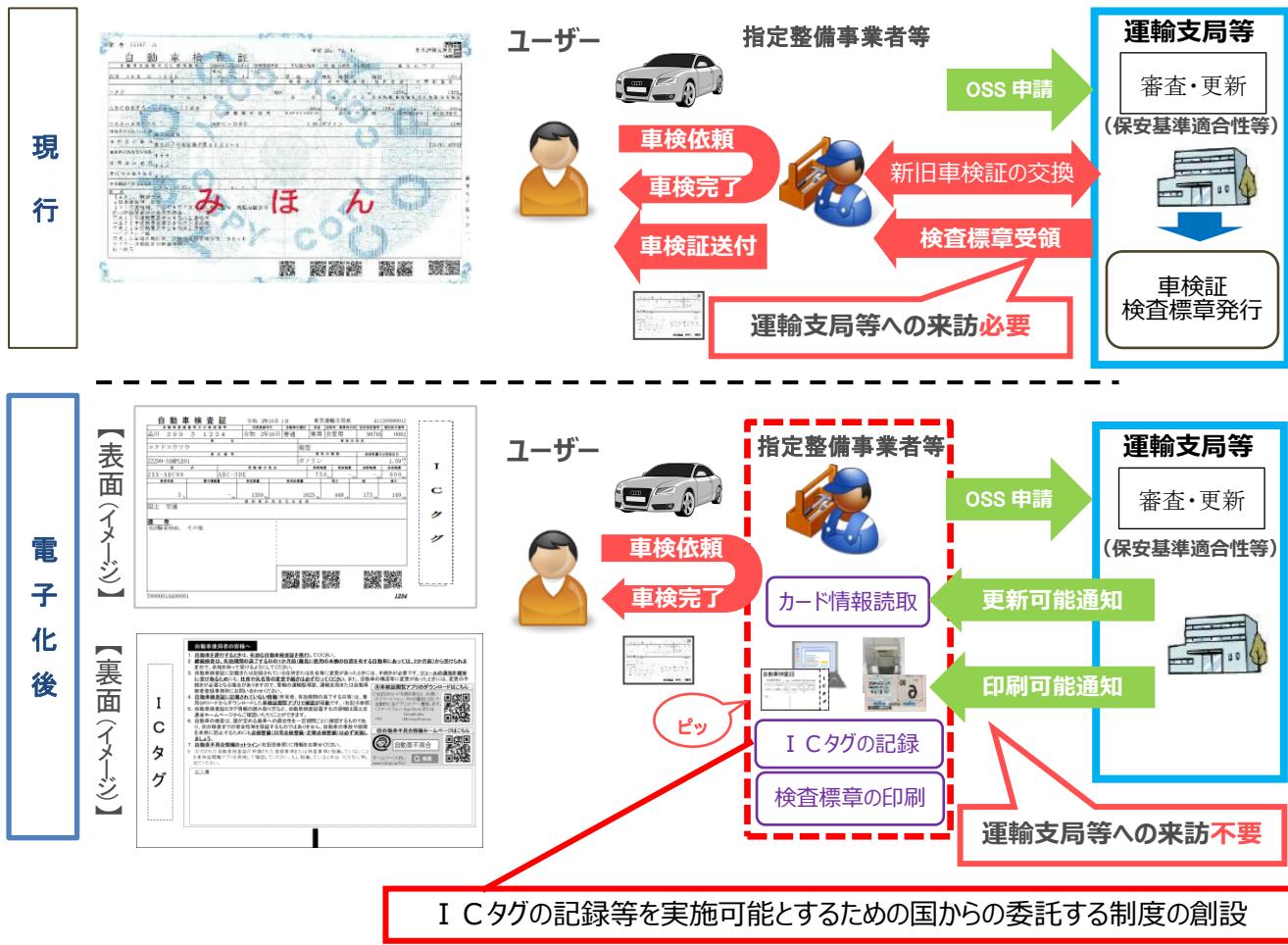


## 電子車検証・記録等事務委託制度について

- 令和5年1月より、自動車検査証を電子化とともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者(指定整備事業者、行政書士等)に委託する制度(記録等事務委託制度)を導入。
- これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

### 1. 自動車検査証のICカード化

### 2. ICタグの記録等事務の委託



<券面非表示事項 (ICタグのみ)>

現行の車検証情報は ICタグに全て記録

汎用のカードリーダーで読み取り可能（読み取り機能付きスマートフォンにも対応）

- 自動車検査証の有効期間
- 所有者の氏名・住所
- 使用者の住所
- 使用の本拠の位置

### 備考欄情報(非表示項目)

- 被牽引自動車にあっては牽引自動車の車名・型式
- 保安上・環境保全上の必要な指示をした自動車にあっては、その内容
- 保安基準を緩和した自動車にあってはその内容
- 特区法の規定による特殊仕様自動車の内容
- 牽引自動車にあっては被牽引自動車の車名・型式
- キャンピングトレーラーを牽引する自動車にあっては、その総重量

## 「特定記録等事務代行制度」とは

電子車検証で継続 OSS を使用する場合に「特定記録等事務」の委託を受けることで、陸運事務所又は軽自動車検査協会へ出向くことなく有効期間の更新手続きが可能となるサービスです。

継続OSSで申請手続完了した電子車検証のICチップデータを、指定整備工場にてICカードリーダ・ライタで書き換え、検査標章(ステッカー)の印刷を行うことができます。

オンラインで車検の有効期間更新手続きが完了するので、手続き時間が大幅に短縮できます。



「OSS」と「記録事務代行サービス」を使えば、オンラインで手続きが完結！  
陸運事務所、軽自動車検査協会まで出向いて処理を待つ必要がありません！

## 「特定記録等事務代行制度」が使用出来ないケース

以下の場合は、記録事務代行又はOSS申請が行えず、陸運事務所又は軽自動車検査協会へ、車検証及び納税証明書等の書面を持参する必要があります。

- ・**納税確認**が電子的に確認出来ない場合(Yナンバー、Aナンバー等)
- ・**オートバイ**(OSS申請も不可、ただし令和6年度中に申請可能とする予定)
- ・**放置駐車違反金**の支払いが電子的に確認出来ない場合
- ・有効な**ダンプ自重計技術基準適合証**を指定整備工場で確認出来ない場合
- ・特定リコール対象(タカタ製エアバッグ)で改修済であることを電子的に確認出来ない場合(OSS申請も不可)
- ・国、自治体、一部独立行政法人の**公用車**で、手数料無料、自動車税非課税等に該当する場合  
(OSS申請も不可、ただし官職証明書、職責証明書によって電子署名が付与された委任状が入手できる場合を除く。)

## ●自動車整備事業の現況（令和6年3月末現在）

※詳細は沖縄総合事務局ホームページ 業務概況をご参照ください。

### 認証・指定工場数の推移及び監査件数等

区分	年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
認証工場	工 場 数	1,162	1,170	1,182	1,201	1,212
	新 規 ／ 廃 止	22/8	23/15	31/19	29/10	24/14
	整 備 主 任 者	2,564	2,488	2,547	2,420	2,434
	監査（処分）件数	3(1)	3(1)	12(0)	0(0)	1(1)
指定工場	工 場 数	392	397	401	403	405
	新 規 ／ 廃 止	21/16	19/14	16/12	31/28	15/13
	指定整備率（本島）	71.9%	72.5%	72.3%	72.2%	72.1%
	指定整備率（宮古）	43.3%	52.9%	51.6%	50.4%	52.7%
	指定整備率（八重山）	53.0%	55.0%	55.0%	55.4%	57.1%
	指定整備率（合計）	69.7%	70.8%	70.5%	70.4%	70.5%
	検 査 員 数	1,029	1,047	1,079	1,048	1,047
	監査（処分）件数	362(15)	224(6)	86(10)	107(11)	104(4)

注：処分件数は、文書警告以上（文書警告・改善命令・停止・取消）

指定整備率は登録車+軽自動車の合計

## ●指定自動車整備工場の監査結果及び処分等事例（沖縄県内）

監査実施結果（3月末現在）	令和3年度	令和4年度	令和5年度
監査実施工場数	80	106	102
監査件数	86	107	104
指定自動車整備事業の指定の取消	0	1	0
保安基準適合証等の交付の停止	4	1	0
自動車検査員の解任命令	0	2	0
事業場の文書警告	4	5	4
自動車検査員の文書警告	8	5	2
口頭による警告	1	1	7
合 計	17	15	13

## 参考(道路運送車両法等抜粋)

**第90条** 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。

**第91条** 自動車特定整備事業者は、特定整備記録簿を備え、特定整備をしたときは、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 登録自動車にあっては自動車登録番号、第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号、その他の自動車にあっては車台番号
  - 二 特定整備の概要
  - 三 特定整備を完了した年月日
  - 四 依頼者の氏名又は名称及び住所
  - 五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 略
- 3 特定整備記録簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

**第91条の3** 自動車特定整備事業者は、第八十九条から前条までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。

**第94条の3** 道路運送車両法94条の2第1項の指定を受けた者(以下「指定自動車整備事業者」という。)は、同項の設備(自動車の検査の設備を含む。次項において同じ。)、技術及び管理組織を同条第1項に規定する基準に適合するように維持しなければならない。

**第94条の5** 指定自動車整備事業者は、自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章(～中略～)を依頼者に交付しなければならない。以下、略

2~3 略

4 第一項の場合においては、自動車検査員は、国土交通省令で定める基準により、当該自動車が保安基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認めるときでなければ、その証明をしてはならない。この場合において、自動車検査員が当該自動車について国土交通省令で定める技術上の基準により同項の点検を行い、その結果保安基準に適合すると認めた部分は、国土交通省令で定めるところにより、検査において保安基準に適合するものとみなす。

5~12 略

**第94条の6第1項** 指定自動車整備事業者は、指定整備記録簿を備え、保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証を交付した自動車について、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 車名及び型式、車台番号、原動機の型式並びに登録自動車にあっては自動車登録番号、第60条第一項後段の規定により車両番号の指定を受けた自動車にあっては車両番号
- (2) 点検及び整備並びに検査の概要
- (3)~(6) 略

**第94条の10** 第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明の方式、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の様式その他保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証に関する実施細目、指定整備記録簿の様式並びに業務の適正な運営の確保のために指定自動車整備事業者及び自動車検査員の遵守すべき事項は、国土交通省令で定める。

## 指定自動車整備事業規則

### 第7条

2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第35条の3第1項各号(第3号、第15号、第19号から第21号まで及び第28号を除く。)並びに第35条の4第1項第5号及び第7号に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第94条の5第一項の証明(一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るもの)を受ける。

## 最近の処分事例

	具体的違反概要	違反条項	処分内容
	<b>自動車特定整備事業者(認証工場)において、法令違反が疑われ立入り監査を実施したところ、次の違反が確認された。</b>		
1 (認証)	<p><b>&lt;違反の概要&gt;</b></p> <p><b>【特定整備事業関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定整備記録簿の記載なし</li> <li>(2) 特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り</li> <li>(3) 特定整備記録簿を2年間保存していない</li> <li>(4) 整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備</li> </ul>	<p>道路運送車両法第91条 第1項違反</p> <p>道路運送車両法第91条 第3項違反</p> <p>道路運送車両法第91条 の3</p>	<b>事業停止 15日間</b>
	<b>継続検査申請窓口において、基準緩和認定期限が切れている状態で保安基準適合証を交付したことを確認し、立入り監査を実施したところ、自動車検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず、適合証に証明したことを見た。※令和5年度:2件、令和6年度:1件</b>		
2 (指定)	<p><b>&lt;違反の概要&gt;</b></p> <p><b>【指定整備事業関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した</li> </ul> <p><b>【自動車検査員関係】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した</li> </ul>	<p>道路運送車両法第94条 の5第1項違反</p> <p>道路運送車両法第94条 の5第4項違反</p>	<p><b>文書警告</b> ※過去5年間において行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした</p> <p><b>文書警告</b> ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とした</p>

	事業者から自主申告があり立入り監査を実施したところ、OSS継続申請車両において、保安基準適合証及び指定整備記録簿について異なる車両の情報を入力し、申請していたことを確認した。  <u>※令和5年度:2件</u>		
3 (指定)	<違反の概要>  【指定整備事業関係】 (1) 管理体制について、法令の規定を遵守する体制でない  (2) 指定整備記録簿の記載誤り	道路運送車両法第94条の3第1項違反  道路運送車両法第94条の6第1項違反	<b>文書警告</b>  ※過去5年間において行政処分等が無く、自主申告及び自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした
	立入り監査を実施したところ、同一性(自動車登録番号)が相違する車両に対して保安基準適合証を交付したことを確認した。		
4 (指定)	<違反の概要>  【指定整備事業関係】 (1) 同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した。  【自動車検査員関係】 (1) 検査員が、同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	道路運送車両法第94条の5第1項違反  道路運送車両法第94条の10違反	<b>文書警告</b>  ※過去5年間において行政処分等が無く、自動車整備事業全般に渡り改善が見込まれることから違反点数を2分の1とした  <b>文書警告</b> ※自動車検査員は、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて5(2)の取扱いにより文書警告とした

## 検査機器等による保安基準の判定基準について

※詳細については保安基準又は審査事務規程で確認をお願いします。

### ○サイドスリップ (保安基準 第11条 審査事務規程 7-13・8-13・9-2)

項目	判定基準
4輪以上の自動車のかじ取り車輪の横滑り量	走行1mにつき横すべり量が±5mm以下 ※輸入車の一部は例外的取扱いがあります。

### ○ブレーキ (保安基準 第12条、13条 審査事務規程 7-15~20・8-15~20・9-3)

項目			判定基準
主制動装置	一般車両	制動力の総和(注1・3)	検査時車両状態の重量の 4.90N/kg(50%)以上
		後車輪の制動力の和	検査時車両状態の後軸重の 0.98N/kg(10%)以上
	トレーラ	制動力の和(注2・3)	検査時車両状態の軸重の 4.90N/kg(50%)以上
	$\frac{\text{車両総重量}}{\text{車両重量}} \leq 1.25$ (最高速度 80km/h 未満)	制動力の総和(注1)	車両総重量の 3.92N/kg(40%)以上
	左右の制動力の差		検査時車両状態の軸重の 0.78N/kg(8%)以下
駐車ブレーキ		制動力の総和	検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上
分離ブレーキ		制動力の総和	検査時車両状態の重量の 1.96N/kg(20%)以上

検査時車両状態=空車状態+55kg(運転者1名:前軸重に加える)

(注1)前輪のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で適合とみなす。

(注2)当該車両のすべての車輪がロックし、それ以上計測が困難な場合は、その状態で当該軸重の4.90N/kg(50%)以上とみなす。

(注3)降雨等の天候条件によりブレーキ・テスターのローラが濡れている場合には3.92N/kg(40%)以上で制動力の総和が適合するものとする。

### ○スピードメータ (保安基準 第46条 審査事務規程 7-102・8-102・9-13)

項目			判定基準
指示の誤差	測定車の速度計が40km/hを指示した時のテスターの指示値	平成18年12月31日までの製作車	一般車両 31.0~44.4km/h (誤差値+9.0~-4.4km/h)
			二輪車・三輪車 29.1~44.4km/h 側車付二輪車 (誤差値+10.9~-4.4km/h)
	平成19年1月1日以降の製作車	一般車両	31.0~42.5km/h (誤差値+9.0~-2.5km/h)
		二輪車・三輪車 側車付二輪車	29.1~42.5km/h (誤差値+10.9~-2.5km/h)

前照灯の検査に係る製作年月日の判定について

- ① 走行用前照灯  
→平成10年8月31日以前に製作された自動車

- ② すれ違い用前照灯  
→平成10年9月1日以降に製作された自動車  
(二輪自動車等除く)

軽自動車の判定について

軽自動車の製作年月日は、型式のガス記号により判定する。

- ① 走行用前照灯  
車両型式のガス記号が  
「V-〇〇〇」、「D-〇〇〇」等  
一桁で始まる自動車

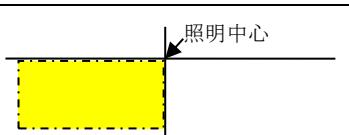
- ② すれ違い用前照灯  
車両型式のガス記号が  
「G D-〇〇〇」、「E B D-〇〇〇」等  
二桁以上で始まる自動車

○走行用前照灯（ハイビーム）「平成10年8月31日以前に製作された自動車」、「二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車」

項目			判定基準(前方10mの位置)
光度	4灯式前照灯以外のもの	すれ違い前照灯が同時点灯しない構造	1灯につき15,000cd以上
		すれ違い前照灯が同時点灯する構造	1灯につき12,000cd以上
		但し12,000cdに満たない場合は同時点灯するすれ違い用前照灯との光度の和	合計が15,000cd以上
	4灯式前照灯	主走行ビーム	1灯につき12,000cd以上
光軸左右の振れ	一般車両	但し12,000cdに満たない場合は他の走行用前照灯との光度の和	合計が15,000cd以上
		左側	左27cm～右27cm以内
	二輪自動車 側車付二輪車	右側	左27cm～右27cm以内
光軸上下	一般車両	2灯式の場合もそれぞれ	左27cm～右27cm以内
一般車両			上方は10cm以下 下方は前照灯取付高さの1/5以内

最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。

○すれ違い用前照灯（ロービーム）「平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。）」

項目			判定基準
光度	カットオフを有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下	左23cm下11cmの測定点で1灯につき6,400cd以上
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える	左23cm下16cmの測定点で1灯につき6,400cd以上
	カットオフを有さない		最高光度点における光度が6,400cd以上
光軸の範囲	カットオフを有する	すれ違い前照灯中心高さ1m以下	 <p>照明中心 27cm 2cm 15cm</p> <p>前方10mにおいて 左図の点線内にエルボ一点があれば適合</p>
		すれ違い前照灯中心高さ1m超える	 <p>照明中心 27cm 7cm 20cm</p> <p>前方10mにおいて 左図の点線内にエルボ一点があれば適合</p>
	カットオフを有さない		 <p>照明中心 27cm 15cm</p> <p>左図の点線内に最高光度点があれば適合</p>

○近接排気騒音規制値適用時期一覧（保安基準 第30条 審査事務規程7-53・8-53・9-5）

			新型	継続	輸入	H10年規制前		
普通・小型・ 軽自動車 (定員10以 下の乗用 車、二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	総重量 3.5t 超 200HP (150kW※)超	乗用	10.10.1	11.9.1	12.4.1	107 dB		
			H10年規制 99 dB					
		乗用以外	13.10.1	15.9.1	15.9.1			
			H13年規制 99 dB					
		全輪駆動車	13.10.1	14.9.1	14.9.1	105 dB		
			H13年規制 98 dB					
		全輪駆動 車以外	12.10.1	13.9.1	13.9.1			
			H12年規制 98 dB					
			13.10.1	14.9.1	14.9.1			
	総重量 1.7t超3.5t以下	H13年規制 98 dB			103 dB			
		12.10.1 14.9.1 14.9.1						
		H12年規制 97 dB						
		11.10.1 12.9.1 13.4.1						
		H11年規制 97 dB						
定員10以下 の乗用車 で、普通・小 型・軽自動 車(二輪車・ 側車付二輪 車を除く。)	軽自動車	運転者席の前方に エンジン	11.10.1	12.9.1	13.4.1	103 dB		
			H11年規制 97 dB					
		運転者席の前方に エンジン以外	12.10.1	13.9.1	13.9.1			
			H12年規制 97 dB					
	後部エンジン	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1			
			H11年規制 100 dB					
		定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1			
			H10年規制 100 dB					
小型二輪車 軽二輪車 大型特殊・小型特殊	後部エンジン 以外	定員7人以上	11.10.1	13.9.1	14.4.1	99 dB		
			H11年規制 96 dB					
		定員6人以下	10.10.1	11.9.1	12.4.1			
			H10年規制 96 dB					
	13.10.1 15.9.1 15.9.1			H13年規制 94 dB				
	10.10.1 11.9.1 12.4.1			H10年規制 94 dB				
	110 dB							

(注) (150kW※)はH10年規制以降のもの

※1 H22.4.1 以降に製作された自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が3.5tを超える自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)については、加速走行騒音基準も適用されます。

※2 年式の古い車両(H1.5.31(輸入車 H4.3.31)以前に製作された自動車)によっては定常走行騒音によるものもあるので保安基準や事務規定に照らし合わせて確認すること。

※3 「平成26年騒音規制車」又は「平成28年騒音規制車」は事務規程9-5を参照すること。

○警音器検査（保安基準 第43条 審査事務規程 7-93・8-93・9-12）

項目		判定基準
平成15年12月31日以前に製作された車	車両中心線上の自動車前端から2m、高さ1mの位置で2回測定した平均値（補正回路C特性）	90～115dB
平成16年1月1日以降に製作された車	車両中心線上の自動車前端から7m、高さ0.5～1.5mの最大の音の位置で2回測定した平均値（補正回路A特性）	87～112dB

※平成15年12月31日以前の製作車は2つの基準のどちらを用いてもよい。

○アイドリング検査（保安基準 第31条 審査事務規程 7-55・8-55・9-6）

項目		判定基準		
		CO	HC	
①普通車、小型車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上 (GA・GB除く)	②、③以外	1. 0%以下	300ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし	②、③以外	4. 5%以下	1200ppm以下
		特殊エンジン		3300ppm以下
②軽自動車	平成10年規制以降 ガス記号2桁以上	4サイクル	2. 0%以下	500ppm以下
	平成10年規制前 ガス記号1桁、なし		4. 5%以下	1200ppm以下
③ 2 サイクルの自動車			4. 5%以下	7800ppm以下
④大型特殊 (19～560kw未満)	新型 H19.10.1～(継続 H20.9.1～) かつガス記号3桁		1. 0%以下	500ppm以下
⑤二輪自動車 (含側車付)	令和2年規制 ガス記号8AL、8BL、8LL		0. 5%以下	1000ppm以下
	平成19年規制 ガス記号2AL、2BL		3. 0%以下	1000ppm以下
	平成11年規制 ガス記号2桁	4サイクル	4. 5%以下	2000ppm以下
		2サイクル		7800ppm以下

(注) ・ガス記号とは自動車検査証の車両の型式の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

- ・並行輸入等、ガス記号がないものは製作年月日で判定してください。

また、平成10年規制(H10.10.1～H11.8.31(輸入車はH12.3.31まで))のもので型式記号が2桁で、製作年月日で判断し平成10年規制以前の判定基準で判定するものがあります。ただし平成10年規制で判定することができます。

- ・特殊エンジンとは特殊なエンジンとして国土交通大臣が認定した型式の自動車をいう。

○ディーゼル黒煙検査（保安基準 第31条 審査事務規程7-55・8-55・9-7・別添11・12）

	H9年規制以降		H5・6年規制以降		H5年規制以前	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	KA～KD 除く2桁の型式 A B C D N P で始まる	25%以下	KA KB KC KD	40%以下 1.62m <sup>-1</sup> 以下	無 K N P Q S U W X Y	50%以下 2.76m <sup>-1</sup> 以下
スクリーニング値	3桁型式の内、オパシ測定車(注3)以外	0.80m <sup>-1</sup> 以下				
閾値(注2)		0.64m <sup>-1</sup> 以下		1.29m <sup>-1</sup> 以下		2.20m <sup>-1</sup> 以下

オパシ測定車(注3)	ポスト新長期規制車		H17年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	L F M R Q S T 2 3 4 5 6 7 から始まる3 桁型式	0.50m <sup>-1</sup> 以下	A B C D N P で始まる 3桁型式の内、オパシ測定車(注3)	0.80m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.40m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

注3 オパシ測定車とは

- ① 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載があるもの。
- ② 型式指定番号が「16000番以降」のもの。(特殊自動車除く)
- ③ 自動車検査証の型式欄のガス記号がないもので以下のもの。
  - 乗用車(定員10人以下)及びその他の車両(車両総重量1.7tを超える2.5t以下及び車両総重量3.5tを超える12t以下を除く)は、平成22年9月1日以降生産車。
  - 乗用車(定員10人以下)を除く車両のうち、車両総重量1.7tを超える2.5t以下及び車両総重量3.5tを超える12t以下の車両は、平成23年9月1日以降生産車。

○大型特殊自動車のディーゼル黒煙検査

(保安基準 第31条 審査事務規程 7-55・8-55・9-7・別添11・12)

	H18年規制		H19年規制		H20年規制		H23~25年規制	
	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準	ガス記号 (注1)	判定基準
黒煙汚染度	JDS	25%以下	EDR	25%以下	KDP	30%以下	UDS WDP・WDR XDM・XDN	25%以下
スクリーニング値		0.80m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下		1.01m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下
閾値(注2)		0.64m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下		0.80m <sup>-1</sup> 以下		0.64m <sup>-1</sup> 以下
黒煙汚染度			EDM	40%以下	KDN	35%以下		
スクリーニング値				1.62m <sup>-1</sup> 以下		1.27m <sup>-1</sup> 以下		
閾値(注2)				1.29m <sup>-1</sup> 以下		1.01m <sup>-1</sup> 以下		

オパシ測定車	H26年規制	
	ガス記号(注1)	判定基準
規制値	YDM・YDN・YDP	0.50m <sup>-1</sup> 以下
	YDR・YDS	0.40m <sup>-1</sup> 以下

注1 ガス記号とは自動車検査証の車両の型式欄の「-」ハイフン前の1桁～3桁の英文字をいう。

注2 閾値(しきいち)とは、黒煙測定器による検査では3回測定した平均値で合否判定しますが、オパシメータでは1回目又は2回目の測定値が、閾値以下であれば、その時点で基準に適合しているとみなし、検査を終了することができます。

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

点検区分等 対象車種		定期点検の間隔						検査証の 有効期間		備 考 (主な車種など)
		( 3 別 か表 月 3 )	( 3 別 か表 月 4 )	( 6 別 か表 月 5 )	( 6 別 か表 月 2 )	( 1 別 年 6 )	( 1 別 年 7 )	初回	2回以降	
運送事業用	旅 客	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
	GVW8t以上	○	○注3					1年	←	(貨物運送事業者のトラック(3輪車を含む))
	GVW8t未満	○	○注3					2年	1年	
	軽					●		2年	←	
	2 輪						●	3年	2年	
	非常タイプ	○						2年	←	靈柩車
レンタカー	定員11名以上	○						1年	←	靈柩車(バス形状)
	軽					●		2年	←	
	GVW8t以上	○	○注3					1年	←	トラック(3輪車を含む)
	GVW8t未満	○	○注3					2年	1年	
	軽			○				2年	←	
	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
自家用自動車	幼児専用車	○						1年	←	園児送迎車
	乗用					○				マイカー型
	普通・小型					○				
	軽					○				
	3 輪	○						2年	1年	
	2 輪							2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
※	檢査対象外自動車					○				250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
	貨物	GVW8t未満	○	○注3				2年	1年	
	軽			○				2年	←	
	GVW8t以上	○						2年	1年	ホール・クレーン
大特	GVW8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
	貨物	GVW8t未満	○	○注3				2年	1年	
	檢査対象外自動車	○						なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	トラック(3輪車を含む)
	貨物	GVW8t未満		○				2年	1年	
※	軽				●			2年	←	
	定員11名以上	○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車			○				1年	←	園児送迎車
	乗用					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー)
	普通・小型					●		3年	2年	
	軽					●		3年	2年	
※	3 輪		○					2年	←	
	2 輪						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
	檢査対象外自動車					●		なし	←	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	普通・小型	○8t超		○8t未満				2年	←	キャンピング車
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	タンク車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車、散水車、塵芥車、活魚運搬車、ポート・トレーラ
	貨物	GVW8t未満		○				2年	1年	
※	軽				●			2年	←	
	GVW8t以上	○						2年	←	ホール・クレーン
	GVW8t未満			○				2年	←	フォーク・リフト
	貨物	GVW8t以上	○	○注3				1年	←	ストラドル・キャリア、ポール・トレーラ
	貨物	GVW8t未満		○				2年	1年	
	檢査対象外自動車			○				なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

(注) 1. 点検整備記録簿の保存期間で●印は2年、○印は1年を示す。

2. GVWは車両総重量を示す。

3. 別表4は被けん引自動車(トレーラ)に限る。

## 自動車点検基準改正に伴う該当車両等の解釈について (高圧ガスを燃料とする燃料装置等)

圧縮水素ガス(CHG)、圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)を燃料とする自動車について、「高圧ガス保安法」から「道路運送車両法」に一元化されたことに伴い高圧ガスを燃料とする燃料装置が自動車点検基準へ追加されることとなりました。

尚、液化石油ガス(LPG)を燃料とする自動車についても一部点検基準の項目が追加(赤枠部分)されておりますので、併せてご連絡いたします。(令和5年12月21日施行)

### 【別表第3】

3月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガスを燃料とする燃料装置等 ■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
* 3月ごと	・ガス、ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	■ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷
12月ごと	・ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	■ガス・ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷

### 【別表第5】

* 6月ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガス(燃料)廻り点検 ■パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷
* 6月ごと	・ガス、ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	■ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷
* 12月ごと	・ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	■ガス・ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷

### 【別表第6】

* 1年ごと	・パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ※LPG自動車も対象	■高圧ガス(燃料)廻り点検 ■パイプ、ジョイント部の ガス漏れ、損傷
* 1年ごと	・ガス、ポンベ、ガス・ポンベ附属品の損傷 ※LPG自動車、大型特殊、検査対象外軽自動車除く	■ガス・ポンベ取付部の 緩み、損傷
* 2年ごと	・ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷 ※LPG自動車も対象	■ガス・ポンベ、ガス・ ポンベ附属品の損傷

## ○記録簿の記載方法

(作業区分)

作業区分	意味	作業例	チェック記号の例
点検	点検の結果、異状がなかった	-	レ
整備作業	交換	点検の結果、交換した。(部品、油脂、液類の交換作業を示す。)	<input type="radio"/> ブレーキ・ライニングの交換 <input type="radio"/> ホイール・ペアリングの交換 <input type="radio"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの交換
	修理	点検の結果、修理した。(摩耗、損傷などのため部品を修復する作業を示す。)	<input type="radio"/> 電気配線の損傷の修復 <input type="radio"/> タイヤのパンク修理 <input type="radio"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの修理
	調整	点検の結果、調整した。(機能維持のため、遊び、すき間、角度などを基準値に戻す作業を示す。)	<input type="radio"/> ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間調整 <input type="radio"/> クラッチ・ペダルの遊び調整
		点検の結果、調整した。(スキャンツール等で機能調整する作業を示す。)	<input type="radio"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの機能調整
	締付	点検の結果、締め付けた。(緩んだ箇所を増し締める作業を示す。)	<input type="radio"/> ホイール・ナットの増し締め <input type="radio"/> リーフ・スプリングのUボルトの増し締め <input type="radio"/> カメラ、レーダーその他のセンサーの取付ボルトの増し締め
	清掃	点検の結果、清掃した。(粉塵、油などによる汚れを取り除く作業を示す。)	<input type="radio"/> ブレーキ・ドラム内の汚れの清掃 <input type="radio"/> バッテリのターミナル部の清掃
	給油	点検の結果、給油した。(油脂、液類を補給する作業を示す。)	<input type="radio"/> エンジン・オイルの補給 <input type="radio"/> シャシ各部の給油脂

<具体的な記載イメージ>

○点検結果に応じた調整、補充、清掃等の整備の概要を記載する。その際に特定整備を行った場合は、チェック記号を○で囲むなどして記録する。

例 1) タイヤ空気圧を点検した結果、異常がなかった。

■走行装置

レ タイヤの空気圧/タイヤの亀裂、損傷

例 2) ブレーキ・ドラムを交換した。

■ブレーキ装置

× ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷

## 特定整備を実施した場合の記載例

### 《記載例 1》…ガラス交換を構内外注し、レーダー交換及びエーミング作業を自ら行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）							
点検の結果及び整備の概要				車載式故障診断装置点検			
点検 良好	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P	OBDの診断の結果	注
特定 整備	○ 修理	△ 締付	T 給油(水)	L 替換	/	日常点検	
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷  ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間  ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 燃料噴射・イグニッション制御 点火時期 ディストリビューターのキップ				<b>足廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗  ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの締み、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ホット・ボルトの締み  <b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 注  <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量			
自家用乗用 別表第6							
構内外注の旨を記載							

### 《記載例 2》…レーダー交換を外注元、エーミング作業を外注先で実施した場合

定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）							
点検の結果及び整備の概要				車載式故障診断装置点検			
点検 良好	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P	OBDの診断の結果	注
特定 整備	○ 修理	△ 締付	T 給油(水)	L 替換	/	日常点検	
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷  ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間  ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 燃料噴射・イグニッション制御 点火時期 ディストリビューターのキップ				<b>足廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗  ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの締み、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ホット・ボルトの締み  <b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 注  <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態  交換部品等 数量 エンジン・オイル			
自家用乗用 別表第6							
外注した旨を記載							

定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）							
点検の結果及び整備の概要				車載式故障診断装置点検			
点検 良好	✓ 交換	✗ 調整	A 清掃	C 省略	P	OBDの診断の結果	注
特定 整備	○ 修理	△ 締付	T 給油(水)	L 替換	/	日常点検	
<b>エンジン・ルーム点検</b> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷  ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> ■ブレーキ・ペダル 遊び 踏み込んだときの床板とのすき間  ■点火装置 ☆スパーク・プラグの状態 燃料噴射・イグニッション制御 点火時期 ディストリビューターのキップ				<b>足廻り点検</b> ■ディスク・ブレーキ ☆ディスクとパッドとのすき間 ☆ブレーキ・パッドの摩耗  ■ホイール ☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの締み、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧 ホット・ボルトの締み  <b>車載式故障診断装置点検</b> OBDの診断の結果 注  <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量 エンジン・オイルの量 エンジンのかかり具合、異音 低速、加速の状態  交換部品等 数量 エンジン・オイル			
自家用乗用 別表第6							
※電子制御装置整備の全部を他の自動車整備事業者に外注した場合は、外注元の特定整備事業者は、特定整備記録簿に記載しないよう注意してください。							

## 《記載例3》…事業場内に限り電子制御装置点検整備作業場以外の場所において電子制御装置整備作業を実施した場合

### ①自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合。

①自社の電子制御装置点検整備作業場でエーミング作業を行えないことから、電子制御装置整備作業場の屋上でエーミング作業を行った場合。

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検の結果及び整備の概要</td> <td colspan="5">足廻り点検</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <b>エンジン・ルーム点検</b>  <input checked="" type="checkbox"/> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷    <input checked="" type="checkbox"/> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ   <b>室内点検</b>  <input checked="" type="checkbox"/> ■ブレーキ・ペダル 遊び  </td> <td colspan="5"> <b>車載式故障診断装置点検</b>            依頼者(使用者)の氏名又は名称            住 所            OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注  <b>日常点検</b>            ブレーキ液の量            バッテリ液の量            冷却水の量         </td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td colspan="5">           天候及びエーミング 作業を電子            制御装置点検整備作業場以外の            場所で行った理由を記載    <b>注 ④ エーミング(電 子制御装置整備 作業場の屋上、晴れ、 電子制御装置整備 作業場の寸法を超 過)</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">           その他の点検・整備項目  <b>別表</b> </td> </tr> </table>										点検の結果及び整備の概要					足廻り点検					<b>エンジン・ルーム点検</b> <input checked="" type="checkbox"/> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷   <input checked="" type="checkbox"/> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> <input checked="" type="checkbox"/> ■ブレーキ・ペダル 遊び 					<b>車載式故障診断装置点検</b> 依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所 OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量										天候及びエーミング 作業を電子 制御装置点検整備作業場以外の 場所で行った理由を記載  <b>注 ④ エーミング(電 子制御装置整備 作業場の屋上、晴れ、 電子制御装置整備 作業場の寸法を超 過)</b>					その他の点検・整備項目 <b>別表</b>									
点検の結果及び整備の概要					足廻り点検																																												
<b>エンジン・ルーム点検</b> <input checked="" type="checkbox"/> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷   <input checked="" type="checkbox"/> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> <input checked="" type="checkbox"/> ■ブレーキ・ペダル 遊び 					<b>車載式故障診断装置点検</b> 依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所 OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量 冷却水の量																																												
					天候及びエーミング 作業を電子 制御装置点検整備作業場以外の 場所で行った理由を記載  <b>注 ④ エーミング(電 子制御装置整備 作業場の屋上、晴れ、 電子制御装置整備 作業場の寸法を超 過)</b>																																												
その他の点検・整備項目 <b>別表</b>																																																	

### ②離れた作業場（〇〇板金工場）でバンパ交換を行った場合

1年定期点検用点検整備記録簿（特定整備記録簿写）																																																	
<table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検の結果及び整備の概要</td> <td colspan="5">足廻り点検</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <b>エンジン・ルーム点検</b>  <input checked="" type="checkbox"/> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷   <input checked="" type="checkbox"/> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ   <b>室内点検</b>   </td> <td colspan="5"> <b>車載式故障診断装置点検</b>            依頼者(使用者)の氏名又は名称            住 所            OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注  <b>日常点検</b>            ブレーキ液の量            バッテリ液の量         </td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td colspan="5">           自動車登録番号又は車両番号又は車台番号            点検(整備)時の純走行距離  <b>注 ④ バンパ(〇〇板金 工場)</b> </td> </tr> <tr> <td colspan="10">           その他の点検・整備項目  <b>別表</b> </td> </tr> </table>										点検の結果及び整備の概要					足廻り点検					<b>エンジン・ルーム点検</b> <input checked="" type="checkbox"/> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷  <input checked="" type="checkbox"/> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> 					<b>車載式故障診断装置点検</b> 依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所 OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量										自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 点検(整備)時の純走行距離 <b>注 ④ バンパ(〇〇板金 工場)</b>					その他の点検・整備項目 <b>別表</b>									
点検の結果及び整備の概要					足廻り点検																																												
<b>エンジン・ルーム点検</b> <input checked="" type="checkbox"/> ■パワー・ステアリング ベルトの締み、損傷  <input checked="" type="checkbox"/> ■冷却装置 ファン・ベルトの締み、損傷 冷却水の漏れ  <b>室内点検</b> 					<b>車載式故障診断装置点検</b> 依頼者(使用者)の氏名又は名称 住 所 OBDの診断の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 注 <b>日常点検</b> ブレーキ液の量 バッテリ液の量																																												
					自動車登録番号又は車両番号又は車台番号 点検(整備)時の純走行距離 <b>注 ④ バンパ(〇〇板金 工場)</b>																																												
その他の点検・整備項目 <b>別表</b>																																																	

自整第67号  
平成7.3.27  
改正自整第206号  
平成8.11.8  
改正自技第232号の2  
自整第177号の2  
平成10.11.19  
改正国自整第107号の2  
平成17.12.22  
改正国自整第57号  
平成18.8.3  
改正国自整第74号  
平成19.7.31  
改正国自整第130号  
平成20.2.1  
改正国自整第85号  
平成20.10.10  
改正国自整第280号  
令和2.2.6  
改正国自整第105号  
令和6.8.6

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長

物流・自動車局自動車整備課長

#### 指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成7年運輸省令第8号)が平成7年2月28日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿(以下「記録簿」という。)の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

- 「点検及び整備の概要等」の欄の記載については、指定自動車整備事業規則(以下「指定規則」という。)第6条第1項各号に掲げる点検の結果、点検の結果必要となった整備の概要(道路運送車両法施行規則(以下「施行規則」という。)第3条に規定する電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合を含む。)及び交換した部品を記載すること。

この場合、当該自動車の点検整備記録簿の写しを記録簿に確実に貼付することをもって、記載に替えることも差し支えないこととする。

なお、電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合にあっては、別紙の記載例を参考に当該事業者名等を余白部に記載すること。

- 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の

欄(指定規則第4号様式にあっては、「自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄。以下同じ。)については、自動車検査員が自動車の構造に関する検査に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項(施行規則第43条の2の各号に規定する事項をいう。以下同じ。)と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。

3. 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う検査の結果を記載すること。この場合において、別紙の記載例を参考に記載すること。
4. 「目視等による検査」の欄については、目視、ハンマ等を用いて行う検査結果を記載すること。
5. 道路運送車両法第94条の5第4項後段の規定により自動車検査員が点検及び検査を行う場合においては、以下のように記載すること。
  - (1) 「点検及び整備の概要等」の欄については、記1. によること。
  - (2) 「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」の欄については、自動車検査員が自動車の構造に関する点検に加え、指定規則第7条第2項の規定による自動車検査証の記載事項若しくは登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に記載された構造等に関する事項と現車との照合を行ったうえで、当該自動車の諸元等を記載すること。なお、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量について照合を行った場合において、当該燃料タンクの個数及びそれぞれの容量については、「その他」の項目に記載すること。
  - (3) 「検査機器等による検査」の欄については、検査用機械器具等を用いて行う点検の結果を記載すること。また、整備を実施した場合であって、検査用機械器具等を用いて検査したときには、その結果を記載すること。これらの場合において、別紙の記載例を参考に記載すること。
  - (4) 「目視等による検査」の欄については、指定規則第6条第1項各号の点検により保安基準適合性が判断されなかった部分についての検査の結果及び整備に係る部分についての検査の結果を含め、各装置に関して目視、ハンマ等により行うものについて総合的に判断し、その結果を記載すること。
6. 第2項から第5項((1)を除く。)について、道路運送車両法第94条の5第4項の点検及び検査を複数の自動車検査員が分担して行った場合には、記録簿にそれぞれの自動車検査員の作業分担及び検査の年月日を記載すること。

#### 附則(平成20年10月10日 国自整第85号)

本改正規定は、平成20年11月4日から施行する。ただし、自動車の所有者から一時抹消登録証明書の提示があった場合は、なお従前の例による。

#### 附則(令和2年2月6日 国自整第280号)

- 1 本改正規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 本改正規定による改正後の第1項の規定中「他の自動車特定整備事業者」とあるのは、令和6年3月31日までは、「他の自動車特定整備事業者又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)附則第2条第2項の規定の適用を受けている者」とする。

#### 附則(令和6年8月6日 国自整第105号)

- 1 本改正規定は、令和6年8月6日から施行する。

## 黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

## 1. 黒煙規制車の検査について

- (1) 最初から視認により判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
適 %
$m^{-1}$

- (2) 黒煙測定器を用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
20 %
$m^{-1}$

- (3) オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
0.75 %
$m^{-1}$

- (4) オパシメータを用いた測定においてスクリーニング基準値を超え、視認により判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
適 %
$m^{-1}$

別途、備考欄にオパシメータによる測定値 [ $m^{-1}$ ] を明確に記載する。

## 2. オパシ規制車の検査について

- (1) オパシメータを用いて判断した場合

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ
0.75 %
$m^{-1}$

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 走行用前照灯の検査により判断した場合

前 照 灯		
取付高さ	右	左
	5 8 cm	5 8 cm
光軸	平上 5 cm	下 1 0 cm
	左・右 1 5 cm	左・右 2 0 cm
光度	主×100 1 6 0 cd	主×100 1 6 0 cd
	副×100 cd	副×100 cd

(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合

① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前 照 灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 5 8 cm	5 8 cm
光軸	下 1 0 cm	下 1 0 cm
	左・右 5 cm	左・右 2 0 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。

(以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボ一点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の(副)の欄に測定光度の値を記入する。

(以下、②及び③についても同じ。)

② スクリーン等による目視での検査でカットオフ有りの場合

前 照 灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 5 8 cm		
下 スクリーン 1 0 cm	下 1 0 cm	
左・右 5 cm	左・右 2 0 cm	
主×100 cd	主×100 cd	
副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd	

(注)「光軸」の欄に「スクリーン」と記入する。

③ カットオフラインが確認できない場合(レンズの表面にくもりがないものに限る)又は、カットオフ無しの場合(指定自動車等以外の自動車に限る)

前 照 灯		
取付高さ	右	左
すれ違い灯 カットオフ無し 5 8 cm		
下 5 cm	下 5 cm	
左・右 1 0 cm	左・右 1 0 cm	
主×100 cd	主×100 cd	
副×100 8 0 cd	副×100 8 0 cd	

(注)「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

④カットオフラインの位置により判断した場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る)

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
すれ違い灯 カットオフライン <b>5 8</b> cm		
下 <b>5—6</b> cm	下	
左・右 cm	左・右	
主×100 cd	主×100 cd	
副×100 <b>3 5</b> cd	副×100 cd	

(注)「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「—」を挟んで記入する。

⑤カットオフラインの位置により判断した場合(二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る)

前 照 灯		
取 付 高 さ	右	左
すれ違い灯 特例ライン <b>5 8</b> cm		
下 <b>5—6</b> cm	下	
左・右 cm	左・右	
主×100 <b>100</b> cd	主×100 cd	
副×100 <b>4 5</b> cd	副×100 cd	

(注)「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。

(注)「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「—」を挟んで記入する。

(注)「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を(副)の欄に記入する。なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には(主)の欄にも記入する。

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量が除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

制 動 力				
	前	右 2800 N	軸重	左右差
前 軸	前	右 2800 N	軸重	左右差 200 N
	左	3000 N	595 kg	0. 34 N/kg
軸	前 後 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
後 軸	後 前 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
軸	後 後 軸	右 1600 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
	左	1500 N	7. 04 N/kg	0. 23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8. 59 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2. 31 N/kg

(注) 各軸重を計測することが困難な場合には、空車状態における前軸重に 55kg を加えた値を前軸の「軸重」欄に記載する。

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスターのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の緩和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制 動 力				
	前	右 1400 N	軸重	左右差
前 軸	前	右 1400 N	軸重	左右差 100 N
	左	1500 N	595 kg	0. 17 N/kg
軸	前 後 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
後 軸	後 前 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
軸	後 後 軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
	左			

	<b>700 N</b>	<b>3. 40 N/kg</b>	<b>0. 23 N/kg</b>
計	<b>4400 N</b>	車両重量	湿 <b>4. 25 N/kg</b>
手動	<b>2400 N</b>	<b>1035 kg</b>	<b>2. 31 N/kg</b>

(注)制動力の総和を自動車の重量で除した値の欄に「湿」(又は「W」と記入する。

- (3) 前軸の前車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
	前	右 <b>1400 N</b>	軸重	左右差 <b>100 N</b>
前 軸	前	左 全車輪ロック <b>1500 N</b>	<b>595 kg</b>	<b>0. 17 N/kg</b>
軸	前 後 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
後	後 前 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
軸	後 後 軸	右 <b>800 N</b>	軸重 <b>440 kg</b>	左右差 <b>100 N</b>
	左	<b>700 N</b>	<b>3. 40 N/kg</b>	<b>0. 23 N/kg</b>
	計	<b>4400 N</b>	車両重量	<b>4. 25 N/kg</b>
	手動	<b>2400 N</b>	<b>1035 kg</b>	<b>2. 31 N/kg</b>

(注)ロックする直前の制動力を計測し、該当する車軸欄に計測値を記載するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」と記入する

- (4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪(推進軸制動の場合には推進軸)がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
	前	右 <b>2800 N</b>	軸重	左右差 <b>200 N</b>
前 軸	前	左 <b>3000 N</b>	<b>595 kg</b>	<b>0. 34 N/kg</b>
軸	前 後 軸	右 N	軸重	左右差 N
	左	N	kg	N/kg
	後 前	右 N	軸重 kg	左右差 N

後 軸	軸	左 N	N/kg	N/kg
後 軸	右	軸重 1600 N	440 kg	左右差 100 N
後 軸	左	1500 N	7. 04 N/kg	0. 23 N/kg
計		8900 N	車両重量 8. 59 N/kg	
手動		全車輪ロック 1900 N	1035 kg	1. 83 N/kg

(注)ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

- ①主制動装置を省略している車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車
- ②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量 3.5t 以下の被牽引自動車

走行テスト等 の方法と結果	路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認
------------------	---------------------------------

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例

- ・外注先整備工場名(所在地):○○自動車整備工場(東京都千代田区霞が関2-1-3)
- ・外注した整備内容:フロントバンパ交換及びエーミング作業
- ・外注作業完了日:令和〇年〇月〇日
- ・外注部分できばえ確認:済(※できばえ確認のチェックは「レ」点でも可)

# OBD検査関係通達等

～OBD検査に係る  
自動車特定整備事業者遵守事項関係～

認証 指定

## (全国版) P82~

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《3. 自動車特定整備事業者等のOBD検査システムの利用目的》

#### 認証工場

当該事業場が点検整備行う又は行った車両の

OBD確認

#### 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の

OBD確認

OBD検査

#### 【要注意】

※「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

認証 指定

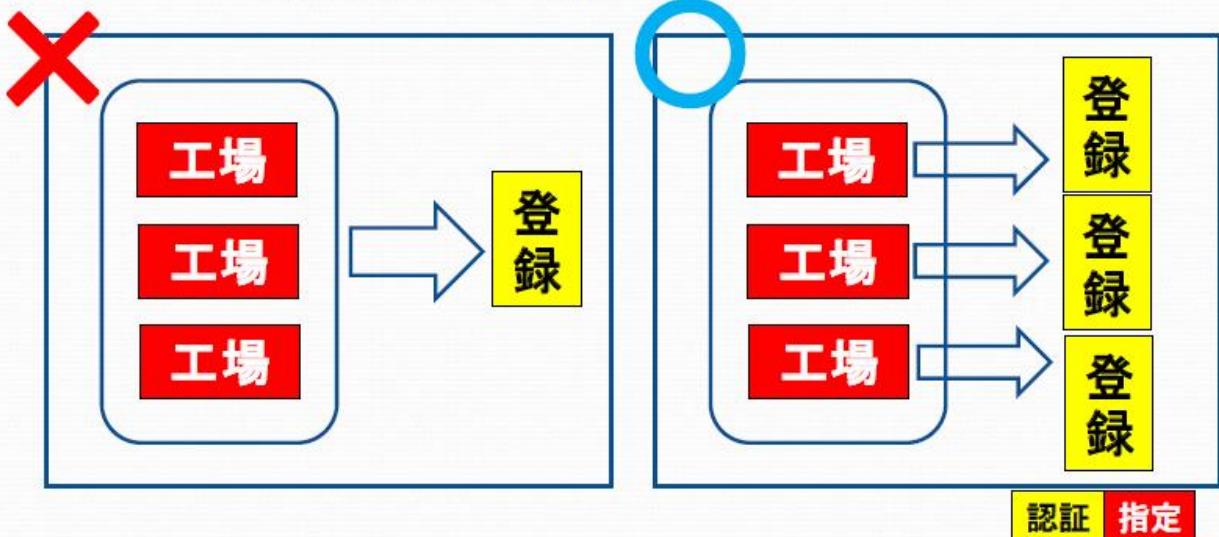
## (全国版) P83

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《4. OBD検査システムの利用方法》

#### (1) 事業場登録について

事業場単位で登録が必要



## (全国版) P84

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《 4. OBD検査システムの利用方法》

#### (2) 自動車特定整備事業者等が

##### 利用可能な特定DTCアプリの機能について



## (全国版) P84

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《 4. OBD検査システムの利用方法》

#### (3) 検査用スキャンツールについて

認証 指定

OBD確認 についても、一般社団法人日本自動車機械工具協会の認定を受けた検査用スキャンツールを使用しなければならない。

#### (4) 検査用スキャンツールの共同使用について

指定

①事業場ID、ユーザーID及びパスワードは**保安基準適合証に記載する事業場及び検査員のもの**を使用すること。

②**共用先**の事業場の敷地内で実施した **OBD検査** は、指定を受けた事業場の敷地内で実施したものとみなす。

※共同使用の場合も陸運事務所への届け出が必要です。

# 【指定工場向け】検査用スキャンツール(機器)の届出について

令和5年12月21日  
沖縄総合事務局陸運事務所

令和6年10月よりOBD検査が開始されます。下記の①～③が完了した指定工場の皆様におかれましては、『第2号様式(指定) 指定自動車整備事業の変更届出書』の作成・届出をお願いいたします。

なお、検査用スキャンツールの届出の際、添付書類は不要となります。別紙の記載例を参考に作成していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

## 記

### 【届出前の準備について】

- ① OBD検査システムへの事業場・利用者登録
- ② 特定DTC照会アプリのインストール
- ③ (一社)日本自動車機械工具協会認定の検査用スキャンツールの設置

### 【問い合わせ先】

検査用機器の届出全般について 陸運事務所 整備部門 TEL:098-875-0300  
検査用機器の届出先 沖縄県自動車整備振興会 指導課 TEL:098-877-7065

### 【参考サイト】



☞ OBD 検査ポータルサイト



☞ (一社)日本自動車機械工具協会 HP

**検査用スキャンツール設置に伴う指定自動車整備事業の変更届出書の記載例**

**指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書**

沖縄総合事務局 殿

年 月 日

**届出者欄は、個人事業であれば事業主の氏名及び住所を記入。  
法人であれば法人名＋代表者氏名及び法人所在地を記入。**

します。

(注)該当しない場合は、該当する。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載枠を追加または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

(ふりがな) <b>届出者 申請者</b> の氏名又は名称	かぶしきがいしや ○○せいびこうじゅう だいひょうとりしまりやく ○○ ○○ 株式会社 ○○整備工場 代表取締役 ○○ ○○
(ふりがな) <b>届出者 申請者</b> の住所	沖縄県浦添市字○○一○○一○
電話番号	098-○○○-○○○○
(ふりがな) 事業場の名称	かぶしきがいしや ○○せいびこうじゅう なはてん 株式会社 ○○整備工場 那覇店
事業場の所在地	沖縄県那覇市○○一○○一○
電話番号	098-○○○-○○○○
指定番号	○○○

届出・申請の変更内容	変更年月日	令和 5 年 12 月 5 日
<input type="checkbox"/> 完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車種類	【変更申請】
<input checked="" type="checkbox"/> 自動車検査用機械器具設備	業務	次のページの機械設置日を記入。
<input type="checkbox"/> 自動車検査用機械器具設備（共用設備）		

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは○を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

## 1-① 対象とする自動車の種類の変更

対象自動車の種類 の別	普通自動車（大型）	小型四輪自動車
	普通自動車（中型）	小型三輪自動車
	普通自動車（小型）	小型二輪自動車
	普通自動車（乗用）	軽自動車
	大型特殊自動車	

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは○を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

## 1-② 業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定 の別	軽油を燃料とする自動車を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
	カタピラ付大型特殊自動車に限る
	その他（ ）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは○を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

## 2 工員の構成

工員等の作業の別	合計 (工員数)	整備士数 (特殊整備士を除く)			整備士以外の工員及び特殊整備士数
		一級	二級	三級	
自動車工 (検査)	3 人	人	3 人	人	人
自動車工 (整備)	6 人	人	3 人	1 人	2 人
その他(板金工等)	0 人				

(注)その他(板金工等)は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

## 3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
電子制御装置点検整備作業場	m <sup>2</sup>	完成検査場	m <sup>2</sup>

(注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

## 4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスター				年 月 日
サイドスリップ・テスター				年 月 日
ブレーキ・テスター				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキャンツール	1	○○-○○○○	ファームウェア : ○. ○ ドライバ : ○. ○. ○○	令和 5年 12月 5日
	1	○○-○○○○	ファームウェア : ○. ○ ドライバ : ○. ○. ○○	令和 5年 12月 5日
	1	○○-○○○○	ファームウェア : ○. ○ ドライバ : ○. ○. ○○	令和 5年 12月 5日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の□の中に○を記載すること。

機器が複数ある場合は、記入欄を追加してください。	備付年月日欄: 検査用スキャンツールとして備え付けた日を記載してください。
共用設備事業場	所在地
	管理責任者の氏名
当該共用設備までの自動車による所要時間	分

日本自動車機械工具協会HPに掲載されている「検査用スキャンツール型式一覧表から『型式、規格（ドライバーバージョン、ファームウェアバージョン）』を確認してください。」

令和6年3月29日

検査用スキャンツール型式一覧表

No.	認定日	メーカー名	型式	型式試験番号	規格Ver0404		規格Ver0500		対応する機能 (通信プロトコル等)	一体型・分離型	有線か VCIの接続	その他特記事項
					ドライバーバージョン	ファームウェアバージョン	ドライバーバージョン	ファームウェアバージョン				
1	令和3年3月31日	株式会社バンザイ (BANZAI)	MST-nano	JASEA-KS-1	1.08	1.82.5			-ISO9141	分離型	有線のみ	No.24に同型式の記載有
2	令和3年6月12日	株式会社インターサポート (EZDS CORPORATION)	ZENITH Z5	JASEA-KS-2	954.37.938	2.20			-	分離型	有線のみ	商品名:G-SCAN Z
3	令和3年7月31日	株式会社インターパート (EZDS CORPORATION)	ZVC1	JASEA-KS-3	954.37.938	2.20			-	分離型	有線のみ	商品名:G-SCAN Z Tab
4	令和3年8月7日	株式会社デンソー (DENSO CORPORATION)	DN-DST-010-A	JASEA-KS-4	2.0.0.4	2.0.0.16.08	2.0.0.4	2.0.0.16.08	-ISO9141 -ISO13400(DolP)	分離型	有線 無線(WiFi・Bluetooth)	日韓OBD診断アプリに表示される「ファーム ウェアバージョン」は表示が異 る場合はVCI接続が有線（← 無線）と表示される。Bluetooth→Wi Fiと表示される場合はVCI接 続がWi-Fi。
5	令和4年1月23日	日立Astemo アフターマーケット ジャパン株式会社 (HITACHI)	HDM-9000	JASEA-KS-5	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
6	令和4年2月28日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	TPM-5	JASEA-KS-6	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
7	令和4年3月4日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	nanoBT	JASEA-KS-7	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	特定OBD照会アプリに表示される型式は、 NANO-BT
8	令和4年3月6日	株式会社バンザイ (BANZAI)	MST-7R	JASEA-KS-8	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
9	令和4年3月6日	株式会社ツールプラネット (TOOLPLANET)	TPM-7	JASEA-KS-9	1.07	1.83			-ISO9141	分離型	有線のみ	-
10	令和4年3月6日	株式会社インターサポート (EZDS CORPORATION)	G-SCAN3	JASEA-KS-10	1.0.0.25	1.27			-	分離型	有線のみ	-

認証 指定

## (全国版) P85

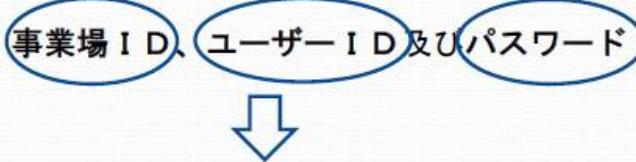
国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《 4. OBD検査システムの利用方法》

#### (5) 検査用スキャンツールの借用使用について

認証

①検査用スキャンツールを借用してOBD確認を実施する場合



自事業場（借りる者）及び工具のものを使用すること。

②検査用スキャンツールを借用使用した場合

事業場ごとに使用実績を記録し、適切に管理を行うこと。

## (全国版) P85

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項》

#### (4) 対象車両、実施場所及び実施後の車両取扱い

- ① **自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対してOBD検査又はOBD確認を実施しないこと。**

他の事業場で点検整備整備した車両  
OBD検査のみの依頼

OBD確認のみ依頼



- ② OBD確認は**認証を受けた事業場の敷地内**において、OBD検査は**指定を受けた事業場の敷地内**においてそれぞれ実施すること。

##### 【実施不可(例)】

- ・認証・指定を受けた敷地外の、自社駐車場
- ・出先でのOBD確認

認証 指定

## (全国版) P85

国自整第278号(令和6年3月28日付け)  
「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

### 《 5. OBD検査システムの利用に関する遵守事項》

#### (4) 対象車両、実施場所及び実施後の車両取扱い

- ③ OBD検査又はOBD確認を**実施後**、合否に影響を及ぼす**整備又は改造を行ってはいけません。**

- ④ OBD検査又はOBD確認を**実施する車両として**OBD検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と**異なる車両**のOBD検査又はOBD確認結果をOBD検査用サーバーに記録しないこと**(替え玉の禁止)**。

※車検更新後もOBD検査に影響のある改造等はしてはいけません。

認証 指定

国自整第278号(令和6年3月28日付け)

「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」

指定

## 《 6. OBD検査における検査の合理化

## 及び補助者の行える作業範囲》

(1) 「OBD検査 の合否に影響を及ぼす整備又は改造」は検査員の責任により判断すること。

(2) 検査対象車両との同一性の確認、特定DTC照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

補助者が行って良いこと



特定DTC照会アプリへの車両情報の入力

OBD検査 時に検査員が絶対に行うこと

- ・アプリへのログイン
- ・入力された車両情報の確認
- ・OBD検査の「要否確認」
- ・車両のエンジン始動
- ・OBD検査の「実行」
- ・OBD検査結果の確認
- ・VCIの取り外し

道路運送車両法施行規則第六十二条の二(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

## 《自動車特定整備事業者の遵守事項》

六の三 検査整備用電子情報処理組織（車載式故障診断装置の診断結果を活用して自動車が道路運送車両の保安基準に定める基準に適合するかどうかの確認を行うため、機構の使用に係る電子計算機と自動車特定整備事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織の安全性を確保するために必要な措置を講ずること。



OBD検査システムで使用するID・パスワードが他者に漏洩しないよう対策を講じてください。

**第3者に不正使用されるような状態は安全性が確保されていないこと。  
他の事業者からID等の提供を受けての使用も禁止です。**

認証 指定

道路運送車両法施行規則第六十二条の二(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

## 《自動車特定整備事業者の遵守事項》

**六の四** 検査整備用電子情報処理組織を使用する事業場にあつては、当該検査整備用電子情報処理組織を使用して機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録するときは正確な情報を記載すること。



### 解説！

OBD検査システムに入力する情報は正確に記録する必要があります。

#### 【不正な記録に該当する事項】

- ① OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータ（替え玉等）を送信した
- ② OBD検査及びOBD確認実施後にOBD検査に影響のある整備等を実施して車検場に持ち込んだ
- ③ 自事業場で点検整備を実施する（した）車両以外の車両にOBD検査又はOBD確認を実施した
- ④ 決められた事業場の敷地外でOBD検査又はOBD確認を実施した

不正な手段で検査結果を記録するような行為は禁止されています。

## (全国版) P 49

国自整第267号(令和6年3月28日付け)

「自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に関する遵守事項及び留意事項について」

### 《 1. 機構の定める利用規約に従って適切に管理》



#### 特定DTC照会アプリ利用規約(一部抜粋)

##### 第5条

- 2 自動車特定整備事業者に属するアプリ利用者は次の第1号から第6号に掲げることを、  
それ以外のアプリ利用者は第1号から第4号、第7号及び第8号に掲げることを、  
それぞれ遵守るものとします。  
(1)ユーザーID及びパスワード(以下、「ID等」という。)をアプリ利用者本人以外に使用させないこと  
(2)ID等の漏洩に繋がる行為を行わないこと  
(3)ID等が漏洩した可能性が認められた場合、直ちにパスワードの変更を行うこと

### 《 2. ID等の不正使用又は帮助の禁止》

- ①他社のID使用（なりすまし）の禁止
- ②IDの貸し渡し・使用させること（帮助）の禁止

※OBD検査用サーバーには検査結果の他、いつ・どのID(名前)で行ったか全て記録が残ります。

# 犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID及びパスワードを使用した場合、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処される可能性があります。

これを帮助・教唆した者も、30万円以下の罰金に処される可能性があります。



## (全国版) P55

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

～OBD検査用サーバーに  
接続できない場合の特例措置～

指定

## (全国版) P57

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

### 《 2. 特例措置の対象》 → OBD検査 のみ

#### 2-1. 特例措置を適用する事象

- (1) 機構のOBD検査用サーバーの障害
- (2) 通信障害・電力障害
- (3) OBD検査用サーバーのアップデート等指定自動車整備事業者の責でないと機構が認めた場合

によりOBD検査用サーバー(OBD結果参照システムを除く)に接続できない事象

#### 2-2 特例措置が適用されない事象の例

- (1) 自社の保有する機器の障害
- (2) OBD確認
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車のOBDの不具合

指定

## (全国版) P58

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

#### 3-1. サーバー障害

確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

特例措置の開始：機構が認定した時点

特例措置の終了：復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点

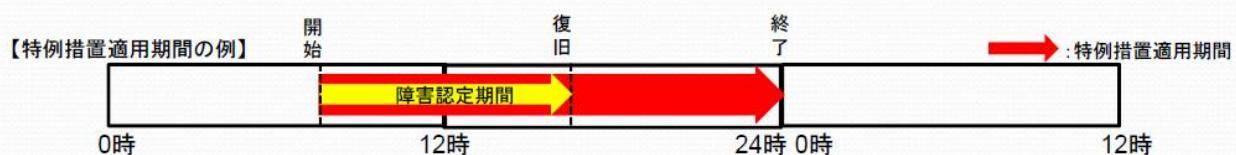
#### 3-2. 通信・電力障害

確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

※自己で判断する場合は3-2-9にて

特例措置の開始：機構が認定した時点

特例措置の終了：復旧が認定された時点が含まれる日が終了する時点



指定

## (全国版) P61

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

### 3-3. OBD検査用サーバーのアップデート等

確認方法：OBD検査ポータル又はコールセンター

(アップデートはOBD検査ポータル等にて事前掲載あり)

特例措置の開始：OBD検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした開始時点

特例措置の終了：OBD検査ポータル等にてあらかじめ機構がお知らせした終了時点

【特例措置適用期間の例】

開始

終了



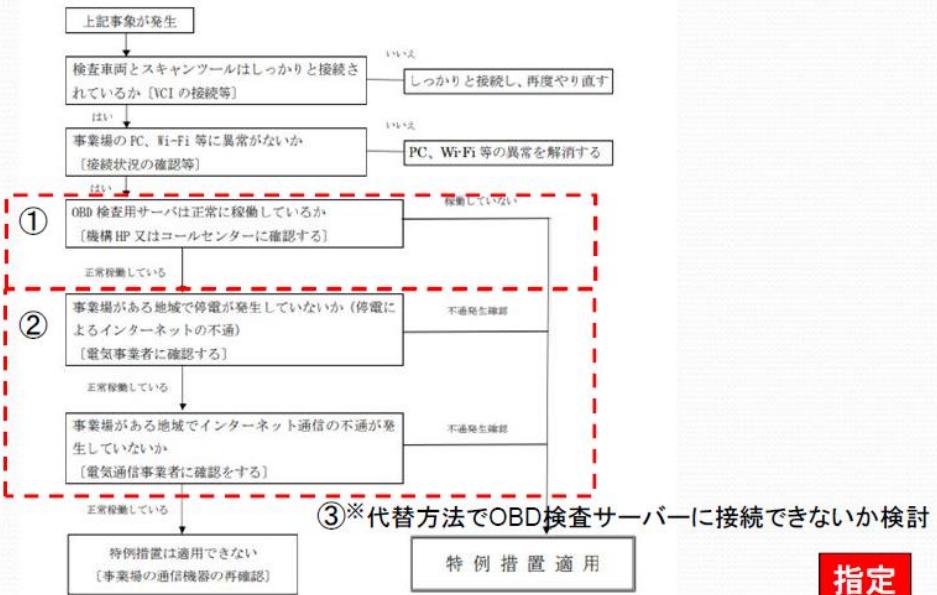
指定

## (全国版) P63

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定DTC照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。  
① 特定DTC照会アプリが起動しない。  
② 特定DTC照会アプリにログインができない。  
③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。  
④ 「検査是否確認」選択後にエラーは発生する。  
⑤ OBD検査の「実行」ができない。



(全国版) P64

国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け)  
「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

- ④通信・電力障害が発生したことを確認できる記録を残す。  
【記録例】

(通信会社・電力会社への問い合わせ履歴) (通信会社・電力会社のHPの写し)

別紙(様式9)

**通信・電力障害発生時の確認記録**

作成日：令和○年○月○日  
 ●時●分  
 ●自動車整備工場

□ 通信・電力障害の発生を認識した日時。  
 (記載用)  
 ・令和○年○月○日 ●時●分

□ 通信・電力障害の確認方法。  
 (記載用)  
 ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認。  
 ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターにて確認。

□ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名。  
 (記載用)  
 ・会員登録名  
 ○時○分

□ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名。  
 (記載用)  
 ・国土 大輔（自社車両料金係）  
 ○時○分

□ 交通 次郎（自社事務課）  
 ○時○分

□ 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）  
 ○時○分

[プレスリリース]

2024年4月25日  
沖縄電力株式会社

吉古支店宮城内における停電について(第1報)

本日3時11分、宮古島全域において停電が発生しております。  
停電中の地域の皆さまには、大変ご不便ご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では復旧対策本部を設置し、原因調査および早急復旧に向けた作業を行っております。

＜停電概要＞  
停電地域：吉古熱市全域  
最大離戻戸数：約25,000戸（4月25日3時11分）  
停電原因：震源中

引用資料：沖縄電力株式会社  
ホームページより

**指定**

(全国版) P61

## 国自基第221号 国自整第270号(令和6年3月28日付け) 「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領についてについて」

#### 4. 特例措置

特例措置を適用する場合、異常を示すテルテールの点灯・点滅がないことを確認

「走行テスト等の方法と結果」欄に  
必要事項を記載



テルテールの点灯状況を写真又は動画を記録・保存  
日時が分かるもの(時計等)と一緒に

**指定**

## ～【参考】OBD検査～

認証 指定

### ■ OBD検査対象の車両について

□ 型式指定車・多仕様自動車  
かつ

□ 二輪、側車付二輪、大型特殊 以外  
かつ

□ 国産車：令和3年10月1日以降 のニューモデル  
□ 輸入車：令和4年10月1日以降 のニューモデル  
かつ

□ 型式指定日等より 2年経過  
かつ

□ 初度登録より 10ヶ月経過

対象外 X PHP X 並行  
X 二輪 X 大特 X 試作

#### OBD検査対象車

※車検証備考欄に「OBD検査対象」と記載あり



OBD検査対象型式第1号 (軽を除いて) 第2号  
(三菱・アウトランダー) (レクサス・LX600)

※これより新しいモデルがOBD検査対象車

検査 不要 X 型式指定日等より2年経っていない  
(車検証の「OBD検査開始年月日」より前)  
X 初度登録から10ヶ月経っていない

車検場にて

省略可 X 事前(5日以内)に認証工場でOBD確認を実施  
※後き打ち(一定確率)で「検査用」(省略不可)と判定される。

OBD検査を実施

※これらは システムで自動判定 される

OBD検査対象の要否については特定DTC照会アプリで確認してください

認証 指定

## 【記載例】OBD検査対象車 自動車検査証(紙)



備考

OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

認証 指定

## 【記載例】OBD検査対象車 電子自動車検査証



備考

OBD検査対象車  
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

備考  
OBD検査対象

券面上の記載内容

ICチップ内の車検証記載情報の読み取り内容

## 車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて

ごく稀に、車検証に記載されている車台番号と車両ECUに記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両ECUに車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

### 《状況》

車検証に記載されている車台番号



車両ECUに記録された車台番号

車両ECUに  
情報が記録されていない車両

### 《対応》

- ①車検証に記載されている車台番号を真としOBD検査又はOBD確認を行う。
- ②認証工場でOBD確認を行った車両は、念のため、検査場におけるOBD検査を実施する。



### 【OBD検査】の基準は？

■OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの</li> <li>・警告灯を点灯させるための信号（MIL信号）が出力されているもの</li> <li>・1つもレディネスコード（故障診断の前提条件が成立していることを示すコード）が記録されていないもの</li> <li>・当該装置に係る特定DTC（OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード）が1つ以上記録されているもの</li> <li>・上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの</li> </ul>
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの</li> </ul>

■ 最新情報はこちらで

OBD検査ポータルサイト：



OBD検査準備会合 :



■ お困りの時はこちらへ

OBD検査センター： 0570-022-574

## 整備部門からのお願い事

### ●一時抹消登録された中古自動車の保安基準適合証の交付範囲について

		保安基準適合証を交付できるもの	自動車の提示をしなくてもよいもの	備考
構造等に関する事項（道路運送車両法施行規則第43条の2）に変更がないもの	・乗用車 ・小型貨物（注） ・軽自動車 ・二輪自動車	○	○	
	・上記以外	○	×	

（注）貨物の運送に供する小型自動車のうち、**最大積載量が1トン以下**であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「**バン**」又は「**三輪バン**」と記載されているもの。

### ●保安基準適合証の記載について

#### ・最終検査申請日について

<b>保安基準適合証</b> 限定保安基準適合証	
番号	令和4年2月2日交付
指定自動車整備事業者の氏名又は名称	印
事業場の名称及び所在地	
<b>次の自動車</b> <small>次の自動車の整備係る部分が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。</small>	
検査の年月日	令和4年2月1日
自動車検査員の氏名	浦添次郎
自動車登録番号又は車両番号	
車台番号	
使用者住所	
乗車定員	最大積載量
用途	車両総重量
保険期間	令和2年1月11日から令和6年2月11日まで

注1 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。  
注2 限定保安基準適合証は、有効自動車検査証とともに提出すること。

**POINT**  
月ごとカレンダーがあると便利！

30	31	①	②	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

**指定整備記録簿確認**  
(100km未満は切捨て)  
輸入車等でmile表示の場合はmileに○を記入する。  
継続検査申請書(OCR)のmile欄に□をれるのを忘れないこと。

\*メータについては「下記走行距離について参照してください。」

#### 最終の検査申請日について

保安基準適合証の有効期間内（検査の日から15日間）に自賠責保険期間が満了する場合は、保険期間が不足とならないように、当該保険の最終満了日と同じ月日を記載すること（年については、検査年月日から起算した年を記載する）

例：自家用自動車（有効期間2年）

保安基準適合証完成検査日：令和4年2月1日→令和4年2月15日まで有効（15日間）  
自賠責保険期間最終満了日：令和6年2月11日→最終の検査申請日 令和4年2月11日

#### ※走行距離について（記入例）

有効期間切り捨てる場合：「有効期間切り捨て了承済み」

走行距離が車検証よりも少ない場合

- メータ交換している：「メータ交換あり」

記録簿にも記載し、OCRの走行距離欄の横に1（マイルの場合は3）の記入をお願いします。

- メータ交換がなく前回の走行距離修正不要の場合：「前回走行距離修正不要 了承済み」

- 前回走行距離修正が必要な場合は、整備部門へ要相談

## ●協力依頼

重量税の金額確認方法について

重量税の貼り間違いが多くなっております。あらかじめ下記のサイトを活用し、金額確認をお願いします。印紙はバラバラに貼らず、消印しやすいように（金額計算しやすいよう）貼付けのご協力をお願いします。一件数秒でも積み重なれば交付時間に大きく影響します。



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

### 次回自動車重量税額照会サービス

次回の車検（継続検査等）を受ける時の自動車重量税の税額が照会できるサービスです。  
車台番号、検査予定日を入力することで、検査予定日時点の自動車重量税額の照会が行えます。

■お知らせ  
【重要】

■次回自動車重量税額照会  
次回自動車重量税額照会を行う場合は、  
「照会画面へ」ボタンをクリックしてください。  
(ご利用可能時間 9:00~21:00)

照会画面へ

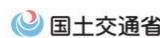
Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

ご利用可能時間があるので注意。



https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/nextmvtt-web/

※PC、スマートフォンのWebから「次回自動車重量税額照会サービス」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)  
※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。  
 車台番号が英数字のみの場合  
 車台番号に漢字が含まれる場合  
(選択) [ ] (半角英大文字、半角数字、半角ハイフンまたは半角ピリオド)  
(選択) (半角数字)

2. 検査予定日 (運輸支局等で継続検査等の手続きを行う予定日) (任意)  
yyyy/mm/dd カレンダー

照 会

Copyright (C) 2018, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

更新予定日を入れてください。

## ●継続検査申請書（OCR）について

- 記入欄への記載（使用者名・住所等・走行距離）間違いが多いので注意を！
  - OSSにおいても**住所・氏名の不一致が多いので自動車検査証の記載のとおりお願いします。**違うと却下されます。
- ※旧漢字について入力不可の場合：新漢字で入力し、備考欄にその理由を記載（例：旧漢字入力不可のため）

### 黒枠OCRシート記入時の注意点

<正読:○>に従い、黒枠に重ならないように、枠内に文字を明瞭に記入してください。

<正読:○>



<誤読:X>



誤読の原因となります。

項目番号	事象	記入イメージ
1	黒枠と文字が重なっている	
2	黒枠から文字がはみ出している	

### 用紙品質によるOCR読み取りへの影響

黒枠OCRシートは、汎用紙化により、申請者側で用意した紙が使用可能となります。

そのため、下記の紙質等の条件を満たしていない用紙を使用した場合には、誤読発生の可能性が高くなります。



項目	内容
1	用紙の種類 「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で、市販されているものを使用してください。
2	用紙の大きさ A4版(日本工業規格A列4番)であることが必要です。
3	白色度 紙の白さを示す度合として、 <b>80%以上</b> であることが必要です。  <正読:○>   <誤読:X> 

## ●継続検査等において検査場で提示する書類について（紙検査証の場合）

クリップは「左上」にお願いします。

①自動車検査票		②車検証	
様式9(1-3関係) 審査依頼書 検査手数料納付書 01 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 5510 5511 5512 5513 5514 5515 5516 5517 5518 5519 5520 5521 5522 5523 5524 5525 5526 5527 5528 5529 5530 5531 5532 5533 5534 5535 5536 5537 5538 5539 5540 5541 5542 5543 5544 5545 5546 5547 5548 5549 5550 5551 5552 5553 5554 5555 5556 5557 5558 5559 5560 5561 5562 5563 5564 5565 5566 5567 5568 5569 5570 5571 5572 5573 5574 5575 5576 5577 5578 5579 5580 5581 5582 5583 5584 5585 5586 5587 5588 5589 5590 5591 5592 5593 5594 5595 5596 5597 5598 5599 55100 55101 55102 55103 55104 55105 55106 55107 55108 55109 55110 55111 55112 55113 55114 55115 55116 55117 55118 55119 55120 55121 55122 55123 55124 55125 55126 55127 55128 55129 55130 55131 55132 55133 55134 55135 55136 55137 55138 55139 55140 55141 55142 55143 55144 55145 55146 55147 55148 55149 55150 55151 55152 55153 55154 55155 55156 55157 55158 55159 55160 55161 55162 55163 55164 55165 55166 55167 55168 55169 55170 55171 55172 55173 55174 55175 55176 55177 55178 55179 55180 55181 55182 55183 55184 55185 55186 55187 55188 55189 55190 55191 55192 55193 55194 55195 55196 55197 55198 55199 55200 55201 55202 55203 55204 55205 55206 55207 55208 55209 55210 55211 55212 55213 55214 55215 55216 55217 55218 55219 55220 55221 55222 55223 55224 55225 55226 55227 55228 55229 55230 55231 55232 55233 55234 55235 55236 55237 55238 55239 55240 55241 55242 55243 55244 55245 55246 55247 55248 55249 55250 55251 55252 55253 55254 55255 55256 55257 55258 55259 55260 55261 55262 55263 55264 55265 55266 55267 55268 55269 55270 55271 55272 55273 55274 55275 55276 55277 55278 55279 55280 55281 55282 55283 55284 55285 55286 55287 55288 55289 55290 55291 55292 55293 55294 55295 55296 55297 55298 55299 552100 552101 552102 552103 552104 552105 552106 552107 552108 552109 552110 552111 552112 552113 552114 552115 552116 552117 552118 552119 552120 552121 552122 552123 552124 552125 552126 552127 552128 552129 552130 552131 552132 552133 552134 552135 552136 552137 552138 552139 552140 552141 552142 552143 552144 552145 552146 552147 552148 552149 552150 552151 552152 552153 552154 552155 552156 552157 552158 552159 552160 552161 552162 552163 552164 552165 552166 552167 552168 552169 552170 552171 552172 552173 552174 552175 552176 552177 552178 552179 552180 552181 552182 552183 552184 552185 552186 552187 552188 552189 552190 552191 552192 552193 552194 552195 552196 552197 552198 552199 552200 552201 552202 552203 552204 552205 552206 552207 552208 552209 552210 552211 552212 552213 552214 552215 552216 552217 552218 552219 552220 552221 552222 552223 552224 552225 552226 552227 552228 552229 552230 552231 552232 552233 552234 552235 552236 552237 552238 552239 552240 552241 552242 552243 552244 552245 552246 552247 552248 552249 552250 552251 552252 552253 552254 552255 552256 552257 552258 552259 552260 552261 552262 552263 552264 552265 552266 552267 552268 552269 552270 552271 552272 552273 552274 552275 552276 552277 552278 552279 552280 552281 552282 552283 552284 552285 552286 552287 552288 552289 552290 552291 552292 552293 552294 552295 552296 552297 552298 552299 552300 552301 552302 552303 552304 552305 552306 552307 552308 552309 552310 552311 552312 552313 552314 552315 552316 552317 552318 552319 552320 552321 552322 552323 552324 552325 552326 552327 552328 552329 552330 552331 552332 552333 552334 552335 552336 552337 552338 552339 552340 552341 552342 552343 552344 552345 552346 552347 552348 552349 552350 552351 552352 552353 552354 552355 552356 552357 552358 552359 552360 552361 552362 552363 552364 552365 552366 552367 552368 552369 552370 552371 552372 552373 552374 552375 552376 552377 552378 552379 552380 552381 552382 552383 552384 552385 552386 552387 552388 552389 552390 552391 552392 552393 552394 552395 552396 552397 552398 552399 552400 552401 552402 552403 552404 552405 552406 552407 552408 552409 552410 552411 552412 552413 552414 552415 552416 552417 552418 552419 552420 552421 552422 552423 552424 552425 552426 552427 552428 552429 552430 552431 552432 552433 552434 552435 552436 552437 552438 552439 552440 552441 552442 552443 552444 552445 552446 552447 552448 552449 552450 552451 552452 552453 552454 552455 552456 552457 552458 552459 552460 552461 552462 552463 552464 552465 552466 552467 552468 552469 552470 552471 552472 552473 552474 552475 552476 552477 552478 552479 552480 552481 552482 552483 552484 552485 552486 552487 552488 552489 552490 552491 552492 552493 552494 552495 552496 552497 552498 552499 552500 552501 552502 552503 552504 552505 552506 552507 552508 552509 552510 552511 552512 552513 552514 552515 552516 552517 552518 552519 552520 552521 552522 552523 552524 552525 552526 552527 552528 552529 552530 552531 552532 552533 552534 552535 552536 552537 552538 552539 552540 552541 552542 552543 552544 552545 552546 552547 552548 552549 552550 552551 552552 552553 552554 552555 552556 552557 552558 552559 552560 552561 552562 552563 552564 552565 552566 552567 5			

# 電子検査証の場合

●継続検査後、更新窓口で提出及び提示する書類

Continuation Inspection Application Form (OCR Sheet)

Automobile Inspection Receipt (自動車検査票)

Tax Payment Slip (重量税納付書) for inspection vehicles

(Old) Auto Liability Insurance Certificate (旧)自賠責保険証

(New) Auto Liability Insurance Certificate (新)自賠責保険証

Declaration of Tax Payment (納税証明書)

Electronic Inspection Certificate (電子検査証)

**並び順** (Order of Submission)

\* Instructions: Please submit the following documents in the order shown above. If the liability insurance certificate is not reflected in the electronic certificate, please submit it separately.

## ● OCRシートの記入例について

### ●持ち込み認証工場

**専用3号様式**

①業種選択	②車両登録番号	③着付期間	④出荷日	⑤取扱い別	⑥荷役別	⑦DOD PM	⑧荷役別指示
□	□	<input checked="" type="checkbox"/> <b>着付期間</b>	□	□	□	□	□
13410	□	□	□	□	□	□	□

⑨自動車登録番号	⑩台車番号 (運送機械の登録番号を記入する場合は、この欄に記入)
□□-□□-□□-□□-□□	□□-□□-□□-□□-□□
(記入例) 運輸 □□-□□-□□-□□-□□	記入例 AB3-1234567

⑪荷役担当者	⑫荷役担当者コード
□□	□□-□□-□□-□□-□□
□□	□□-□□-□□-□□-□□

⑬荷役担当者	⑭荷役担当者コード
□□	□□-□□-□□-□□-□□
□□	□□-□□-□□-□□-□□

⑮荷役工具コード  
 □□-□□-□□-□□-□□

⑯荷役工具表示番号  
 □□-□□-□□-□□-□□

準備局長  
 連絡監理部長  
 令和 年 月 日

**記入要**

申請人  
 (法人名)  
 氏名又は名称  
 住所  
  
 借受者  
 氏名又は名称  
 住所  
  
 以下の箇所に記入すべき事項は該該箇所に記入  
 簡略に記入された場合はチェックして下さい。  
 未収支票記述

総統検査に必要な書類等  
  
 納税証 保険証 重量税 手数料 申請書 記録簿

○

○

②証明書指示：空欄  
126 整備工場コード：  
「99+認証番号」  
走行距離：空欄

●指定工場

- ・ハイブリット申請（電子保適）の場合

記入しない

②証明書指示：空欄  
126 整備工場コード：空欄  
走行距離：空欄

- #### ・紙タイプの保適による申請

②証明書指示：「1」  
126 整備工場コード：  
「99 + 指定番号」  
走行距離：「記入」

## 自動車のリコール・不具合情報

国土交通省  0120-744-960  
自動車局 審査・リコール課

現在位置：[トップ](#) > [自動車の不具合情報ホットライン](#)

### メニュー

- [トップページ](#)
- [自動車のリコール制度について](#)
- [リコール情報検索](#)
- [リコール届出情報一覧](#)
- [自動車不具合情報ホットライン](#)
- [不具合情報検索](#)
- [事故・火災情報検索](#)
- [よくあるお問い合わせ](#)
- [公表資料](#)
- [自動車を安全に使うためには](#)
- [利用規約等](#)
- [バナーダウンロード](#)

### リンク



## 自動車の不具合情報ホットライン



クルマの不具合情報を寄せ下さい  
自動車不具合情報  
**ホットライン**

皆様の声は、メーカーがきちんとリコールしたり、メーカーのリコール漏れを防ぐために活用します。

フリーダイヤル **0120-744-960** (年中無休・24時間)  
(オペレーター受付時間 平日9:30~12:00 13:00~17:30)

【ご注意】商品性や金銭に関する問い合わせは受付対象外です。詳しくはよくあるお問い合わせをご覧下さい。

↓ウェブ入力はこちらから↓

車両の不具合  
(4輪・2輪 共通)

タイヤ・チャイルドシート  
その他後付装置等の単体購入品の不具合

こちらは、自動車不具合情報ホットラインのページです。国土交通省では、リコールの迅速かつ確実な実施のため、皆様からの不具合情報を収集しています。

自動車やタイヤ、チャイルドシートに異常を感じられたら、自動車不具合情報ホットラインにご連絡頂きますようお願いします。

※車両情報を正確に把握するため、不具合情報を提供して頂く際には、お手元に車検証などの車両情報が分かるものをご用意の上でご連絡ください。

### 【このページの内容】

- [1. ホットラインの連絡先](#)
- [2. リコールには不具合情報が重要です](#)
- [3. 入力フォーム・検索システム等について](#)



※PC、スマートフォンのWebから「自動車の不具合情報ホットライン」で検索すると当該照会サービスサイトが出てきます。

# 自動車整備士の仕事

働きながら  スキルアップ

一生求められる技術  國家資格

全国に約92,000軒の工場  地元で就職可能



国土交通省

#### 自動車整備人材確保・育成推進協議会

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会／全国自動車大学校・整備専門学校協会／全国自動車短期大学協会／一般社団法人日本自動車販売協会連合会／一般社団法人全国軽自動車協会連合会／一般社団法人日本自動車工業会／一般社団法人日本自動車連盟／日本自動車車体整備協同組合連合会／全国自動車電装品整備商工組合連合会／全国タイヤ商工協同組合連合会／全国オートバイ協同組合連合会／一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会／日本自動車輸入組合／公益財團法人日本自動車教育振興財團／一般社団法人自動車用品小売業協会／一般社団法人日本自動車会議所



**このような取り組みも・・・**

高度化するクルマ社会の安全・安心を支える自動車整備士の魅力を伝えるため、ポスターや動画を応募いただきました。その中から優秀な作品について国土交通大臣賞を授与し、道の駅などに掲載しています。



令和4年度最優秀作品



動画の最優秀作品  
作品はこち  
ら

**2023年度限定版!!**

**バーチャル工場見学を体験してみよう★**

**進学就職 を目指すみなさま!**

# 「自動車整備士」

って知っていますか?

**★バーチャル工場見学はこちら**



自動車整備士 バーチャル工場

**★整備士をもっと知りたい方はこちら**

**動画も公開中!**



自動車整備士になろう!

【整備士学校に通う学生の声】



自動車整備士になろう!

【実際に働いている自動車整備士の声】



自動車整備士 Car Mechanic

**自動車整備士はSDGs達成に必要な仕事です**

自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進技術を搭載した自動車等が誤作動を起こさないよう、自動車整備士は適切な整備を行い、交通事故が起らないようにしてSDGsの達成に寄与しています。





SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

**★Twitterで情報発信中**

#自動車整備士






https://twitter.com/jidoushi\_seibi

**自動車整備人材確保・育成推進協議会**



国土交通省

一般社団法人日本自動車整備業協会連合会・全国自動車大学校・整備専門学校連合会・全国自動車技術者検定協会・一般社団法人日本自動車工業会・一般社団法人日本自動車連盟・日本自動車販売協会連合会・一般社団法人日本自動車整備教育振興会・一般社団法人日本自動車輸入組合・全国タイヤ商工協同組合連合会・全国オートバイ協同組合連合会・一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会・日本自動車輸入組合・一般社団法人自動車用品小売業協会・公認検査法人日本自動車検査教育振興会・一般社団法人日本自動車検査会連合会

令和5年4月作成

**SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS**

**教育**



4 良い教育をみんなに



5 ジンジン平等を実現しよう

国家資格である自動車整備士を取得するための専門学校は全国に約250校あります。また、働きやすい環境作りによって女性整備士も年々増えています。



**地域貢献**



8 優しい働き場所



9 経済成長と持続可能な開発

全国にある自動車整備工場はコンビニの1.6倍もの数があり、自動車整備士は安全・安心な地域のクルマ社会に貢献しています。

また、自動車整備士の待遇改善に積極的に取り組んでいる自動車整備工場が増えているため、年間給与も増加傾向にあります。

**環境対策**



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



11 おおきなまちをよりよくする

先進安全技術の点検・整備に必要不可欠な「スキャンツール（外部診断機）」を使用することにより、環境にやさしいクルマ社会となるよう仕事をしています。

★スキャンツールとは



**自動車整備士は国家資格です!**

**高校卒業**

働きながら自動車整備士になる!!

就職

短期間で自動車整備士になる!!

進学

**自動車整備工場等**

1年以上の実務経験

二級コース（2年制）

二級自動車整備士

Step UP!

三級自動車整備士

3年以上の実務経験

**自動車整備士養成学校**

一級コース（4年制）

一級自動車整備士

3年以上の実務経験

上級へのステップアップを含めた資格取得には、国が行う自動車整備士技能検定の学科及び実技試験に合格する必要があります。  
※一部免除規定あり

★各種奨学金の情報はこち  
ら



★全国の養成学校の情報はこち  
ら



～56～

# 「優良誤認表示」とは? .....

## 優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

### 品質

商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。

### 規格

国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。

### その他の内容

商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。



簡単にいと、  
「これはとっても良い  
品質(規格、内容)だ!」と  
消費者に思わせておいて、  
實際にはそうではない  
表示のことです!

### 合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7~8ページの「不実証広告規制」とは?をご覧ください。

[品質、規格、その他の内容について  
著しく優良であると誤認される表示です。]

**食品**

**牛肉のブランド**

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。



**自動車**

**中古自動車の走行距離**

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。



**予備校**

**予備校の合格実績広告**

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。



**LED電球**

**LED電球の明るさ**

実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。



**コピー用紙**

**コピー用紙の古紙配合率**

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。



品質などを積極的にアピールするためには、表示と適切に対応する根拠が必要です



# 窓口

## 事業者がこれから行う企画の事前相談

### ■消費者庁表示対策課 指導係 ..... TEL.03-3507-8800代

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

ご相談いただく前に、まずはパンフレットや

消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。

消費者庁ウェブサイト 景品表示法ページ

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labelling/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labelling/)

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。

実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

## 景品表示法違反に関する情報提供

### ■消費者庁表示対策課(情報管理担当) TEL.03-3507-8800代

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覗ください。  
(<http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/>)

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

### ■公正取引委員会事務総局 地方事務所等

●北海道事務所取引課 ..... TEL.011-231-6300

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

●東北事務所取引課 ..... TEL.022-225-7096

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

●中部事務所取引課 ..... TEL.052-961-9423

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

●近畿中国四国事務所取引課 ..... TEL.06-6941-2175

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

●中国支所取引課 ..... TEL.082-228-1501

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

●四国支所取引課 ..... TEL.087-834-1441

〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎

●九州事務所取引課 ..... TEL.092-431-6031

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館

●内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 TEL.098-866-0031

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、  
調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも

事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

# 消費者庁

<http://www.caa.go.jp>

## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応したTRIASの新規追加（3項目）

①TRIAS 44-R166-01 直前直左右確認装置又は直前直左右確認装置の取付試験（協定規則第166号）

②TRIAS 21-R167-01 直接視界に係る自動車の試験（協定規則第167号）

③TRIAS 99-020(2)-01 天然ガス重量車燃料消費率試験（JH25モード）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（12項目）

①TRIAS 09-R117-02 タイヤの車外騒音・ウェット路面上での摩擦力・転がり抵抗に係る試験（協定規則第117号）

②TRIAS 11(2)-R161-01 施錠装置試験（協定規則第161号）

③TRIAS 11(2)-R162-01 イモビライザ試験（協定規則第162号）

④TRIAS 12-R013-02 トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第13号）

⑤TRIAS 15-R034(2)-02 自動車用燃料タンク試験（協定規則第34号（車両））

⑥TRIAS 17(2)-R012-03 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第12号）

⑦TRIAS 18-R127-02 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第127号）

⑧TRIAS 32-J052R048-05 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

⑨TRIAS 43(5)-R163-01 盗難発生警報装置試験（協定規則第163号）

⑩TRIAS 43(9)-R151-01 側方衝突警報装置試験（協定規則第151号）

⑪TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第158号）

⑫TRIAS 48-R157-02 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）

(3) 付表等について修正および項目の追加（36項目）

①TRIAS 02-001-01 諸元測定試験

②TRIAS 05-001-03 最大安定傾斜角度試験

③TRIAS 08-J001-02 大型貨物自動車の速度抑制装置試験

④TRIAS 08-002-04 燃料消費率試験（WLTCモード）

⑤TRIAS 08-J042GTR015-02 燃料消費率試験（WLTCモード）

⑥TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第154号）

⑦TRIAS 12-J014-02 制動液漏れ警報装置試験

⑧TRIAS 12-001-02 急制動試験

⑨TRIAS 12-002-02 制動能力試験

⑩TRIAS 12-003-02 駐車制動装置能力試験

⑪TRIAS 12-004-02	制動用空気容量試験
⑫TRIAS 12-005-02	非常制動装置試験
⑬TRIAS 12-006-02	ブレーキ警報時制動能力試験
⑭TRIAS 17(2)-R155-01	サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3. (7.3.1. を除く。) に限る。））
⑮TRIAS 17(2)-R156-01	プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2. に限る。））
⑯TRIAS 30-J038-02	近接排気騒音試験
⑰TRIAS 30-J039-02	定常走行騒音試験
⑱TRIAS 30-J040-02	加速走行騒音試験
⑲TRIAS 31-J041(1)-02	重量車排出ガス試験（JE05 モード）
⑳TRIAS 31-J042(4)-03	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
㉑TRIAS 31-J042GTR015-02	軽・中量車排出ガス試験（WLTC モード）
㉒TRIAS 31-J042R154-02	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
㉓TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
㉔TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
㉕TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
㉖TRIAS 39-001-01	制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験
㉗TRIAS 41-R148-02	信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））
㉘TRIAS 43-J074R028-02	警音器の警報音発生装置試験
㉙TRIAS 43-J075R028-02	警音器の音圧試験
㉚TRIAS 43(8)-R144-01	事故自動緊急通報装置試験（協定規則第 144 号）
㉛TRIAS 43(10)-R165(2)-01	車両後退通報装置試験（協定規則第 165 号）
㉜TRIAS 44-J081-03	直前直左確認鏡試験
㉝TRIAS 46(2)-R160-02	事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）
㉞TRIAS 99-002-02	最高速度試験
㉟TRIAS 99-020(2)-01	燃料消費率試験（天然ガス重量車）

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

## 2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月 5 日国土交通省告示第 572 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号）

## 3. 施行日

施行日 令和 5 年 6 月 5 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 51 次改正）

### **1. 改正概要**

#### **(1) 自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 歩行者保護に係る協定規則へ ARHSS(Adjustable Ride Height Suspension System) を備えた自動車に対する基準及び試験方法が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-33]
  - 乗車定員 10 人の乗用車に適用する運転者の視野に係る基準を変更します。[6-41、7-41、8-41]
  - 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5t 以下の貨物車には、運転者からの死角となる当該自動車の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるよう、ミラー、カメラ又は検知装置を備えなければならないものとして、審査方法等を規定します。[7-107、8-107]
- ② OBD 検査に係る取扱い等の新設
  - OBD 検査（※）の対象となる自動車及び審査方法等を規定します。[4-10、9-15 等]  
※目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **(2) 自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### **2. 関係する省令等**

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 6 月 5 日国土交通省令第 45 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 8 月 5 日国土交通省告示第 788 号、令和 5 年 6 月 5 日国土交通省告示第 572 号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 2 年 8 月 5 日国土交通省告示第 788 号、令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 5 年 6 月 5 日国土交通省告示第 572 号）

### **3. 施行日**

令和 5 年 9 月 1 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 52 次改正）

### **1. 改正概要**

#### **(1) 自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
  - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

#### **(2) 自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### **2. 関係する省令等**

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 714 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）
- ・道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）

### **3. 施行日**

令和 5 年 9 月 22 日

## 審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則等に対応したTRIASの新規追加（4項目）

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| ①TRIAS 17(2)-R135-01 | ポール側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第135号） |
| ②TRIAS 38(3)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第150号（再帰反射材））         |
| ③TRIAS 44(2)-J129-01 | 後方視界看視装置試験                       |
| ④TRIAS 44(2)-J130-01 | 後方視界看視装置取付装置等試験                  |

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（13項目）

- |                         |   |
|-------------------------|---|
| ①TRIAS 09-R030-01       | 乗用車用空気入タイヤ試験（協定規則第30号）                  |
| ②TRIAS 12-R078-04       | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第78号）                   |
| ③TRIAS 12-R131-03       | 衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第131号）               |
| ④TRIAS 12-R152-02       | 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第152号）          |
| ⑤TRIAS 17-R134(1)-02    | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（協定規則第134号）       |
| ⑥TRIAS 17(2)-R136(1)-02 | 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第136号（車両））    |
| ⑦TRIAS 17(2)-R136(2)-02 | 電気二輪自動車等の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第136号（単品））    |
| ⑧TRIAS 18-R127-03       | 歩行者頭部及び脚部保護試験（協定規則第127号）                |
| ⑨TRIAS 21-R125-02       | 直接前方視界試験（協定規則第125号）                     |
| ⑩TRIAS 25-R011-02       | とびらの開放防止試験（協定規則第11号）                    |
| ⑪TRIAS 32-R053-01       | 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第53号） |
| ⑫TRIAS 43(7)-R138-02    | 車両接近通報装置試験（協定規則第138号）                   |
| ⑬TRIAS 48-R157-02       | 自動車線維持システム試験（協定規則第157号）                 |

(3) 付表等について修正および項目の追加等（22項目）

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| ①TRIAS 02-001-01        | 諸元測定試験                    |
| ②TRIAS 08-J125-01       | 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験 |
| ③TRIAS 08-J042GTR015-02 | 燃料消費率試験(WLTCモード)          |
| ④TRIAS 08-J042R154-01   | 燃料消費率試験（協定規則第154号）        |
| ⑤TRIAS 08-002-04        | 燃料消費率試験(WLTCモード)          |
| ⑥TRIAS 12-R013H-03      | 乗用車の制動装置試験（協定規則第13H号）     |

⑦TRIAS 12-002-02	制動能力試験
⑧TRIAS 12-R140-02	横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号）
⑨TRIAS 15-R034(1)-02	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（単品））
⑩TRIAS 15-R034(2)-02	自動車用燃料タンク試験（協定規則第 34 号（車両））
⑪TRIAS 22(4)-J034R025-01	頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）
⑫TRIAS 31-J042R154-02	軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
⑬TRIAS 31-J044GTR002-01	二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC））
⑭TRIAS 31-J048R154-01	車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
⑮TRIAS 31-J049R154-01	燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
⑯TRIAS 31-J117(2)-01	燃料蒸発ガス試験（WMTC モード）
⑰TRIAS 31-J119-02	路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験
⑱TRIAS 32-J052R048-05	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
⑲TRIAS 43-J074R028-02	警音器の警報音発生装置試験
⑳TRIAS 44-J081-03	直前直左確認鏡試験
㉑TRIAS 44(2)-R158-01	後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）
㉒TRIAS 99-002-02	最高速度試験

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

## 2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 6 月 4 日国土交通省告示第 572 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号）

## 3. 施行日

施行日 令和 5 年 9 月 28 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 54 次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - 空気入りゴムタイヤに係る協定規則へ摩耗状態でのウェット路面上の摩擦力に係る基準が追加されたことに伴い、審査方法等を規定します。[6-11]
  - 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）体系下で行われる容器検査等（容器検査、容器再検査、附属品検査及び附属品再検査をいう。）と同等の安全性の担保が可能となる技術基準等が規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[4-25、6-25、7-25、8-25、様式 16]
  - 二輪自動車へ後面衝突警告表示灯を備えることができることに伴う改正を行います。[7-95、8-95]
  - 細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」及び細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」が規定されたことに伴い、当該装置の審査方法等を規定します。[6-108、7-108、8-108、別添 2]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省令第 74 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 9 月 22 日国土交通省告示第 969 号、令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）

### 3. 施行日

令和 5 年 12 月 21 日

## 審査事務規程（交通研部分）等の一部改正について

### 1. 審査事務規程 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日 規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車に係る細目告示に対応したTRIASの新規追加（11項目）及び一部改正（2項目）

#### [新規追加]

- |                      |  |
|----------------------|--|
| ①TRIAS 17-J131(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）                                       |
| ②TRIAS 17-J131(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                    |
| ③TRIAS 17-J132(1)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）                                       |
| ④TRIAS 17-J132(2)-01 | 圧縮天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                    |
| ⑤TRIAS 17-J133(1)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器）                                       |
| ⑥TRIAS 17-J133(2)-01 | 液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（ガス容器附属品）                                    |
| ⑦TRIAS 17-R110(3)-01 | 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験<br>(協定規則第110号(ガス容器))                |
| ⑧TRIAS 17-R134(4)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）(協定規則第134号)                      |
| ⑨TRIAS 17-R134(5)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）(協定規則第134号)                   |
| ⑩TRIAS 17-R146(2)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム）(協定規則第146号)    |
| ⑪TRIAS 17-R146(3)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（圧縮水素貯蔵システム附属品）(協定規則第146号) |

#### [一部改正]

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ⑫TRIAS 17-R110(1)-02 | 圧縮天然ガス及び液化天然ガスを燃料とする自動車の燃料装置試験(協定規則第110号(ガス容器附属品))      |
| ⑬TRIAS 17-R146(1)-01 | 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車の燃料装置試験（車両）(協定規則第146号) |

(2) 付表等について修正および項目の追加等（13 項目）

- |                      |   |
|----------------------|---|
| ①TRIAS 08-J125-01    | 車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)の試験                                     |
| ②TRIAS 09-J002-03    | 軽合金製ディスクホイール試験  |
| ③TRIAS 09-R075-01    | 二輪車等用空気入タイヤ試験（協定規則第 75 号）                                     |
| ④TRIAS 11-R079-04    | かじ取装置試験（協定規則第 79 号）   |
| ⑤TRIAS 12-R013-03    | トラック、バス及びトレーラの制動装置試験（協定規則第 13 号）                              |
| ⑥TRIAS 12-R078-05    | 二輪車等の制動装置試験（協定規則第 78 号）                                       |
| ⑦TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3. (7.3.1. を除く。) に限る。）） |
| ⑧TRIAS 21-R125-02    | 直接前方視界試験（協定規則第 125 号）   |
| ⑨TRIAS 30-R041-03    | 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）  |
| ⑩TRIAS 30-R051-01    | 四輪自動車の車外騒音基準に係る試験（協定規則第 51 号）                                 |
| ⑪TRIAS 36-R148-02    | 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））                                      |
| ⑫TRIAS 48(2)-J089-02 | 運行記録計試験   |
| ⑬TRIAS 99-R155-01    | サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2. に限る。））           |

2. その他、項ずれによる修正等所要の改正。

## 2. 関係する法令等

- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 10 月 20 日国土交通省告示第 1048 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

## 3. 施行日

施行日 令和 6 年 2 月 1 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 56 次改正）

### **1. 改正概要**

#### **(1) 自動車の検査等関係**

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
  - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものの排出ガス試験サイクルとして、過渡試験サイクル（LSI-NRTC）及び定常試験サイクル（7M-RMC）に係る基準が追加され、排出ガス規制値が強化されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-58、9-6]
  - ガソリン又は LPG を燃料とする特殊自動車であって定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えるものについて、ブローバイ・ガス還元装置（原動機の燃焼室からクランクケースに漏れるガスを還元させる装置をいう。）の備え付けが規定されたことに伴い、審査方法等を規定します。[7-60、8-60]
  - 自動車には、車両後退通報装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-105 の 2、7-105 の 2、8-105 の 2]
- ② 新車の指定自動車等について、第 7 章の規定によらず第 6 章の規定のみで審査ができるよう構成を見直します。[6-14、6-35、6-37、6-38、6-41、6-99、6-100、6-106、6-107、6-109、6-110、6-114、6-115]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

#### **(2) 自動車の型式の指定等関係**

今回は該当なし

### **2. 関係する省令等**

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省令第 1 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号、令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 1 月 5 日国土交通省告示第 2 号）

### **3. 施行日**

令和 6 年 4 月 1 日

## 審査事務規程の一部改正について（第 57 次改正）

### 1. 改正概要

#### (1) 自動車の検査等関係

① 電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテスタを用いた制動装置検査（駐車ブレーキ計測）について、ブレーキテスタのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力の総和を有しているものとみなすこととします。

[9-3]

② 平成 10 年 9 月 1 日以降に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）については、ヘッドライトテスタを用いた前照灯検査においてロービームを計測し、夜間に前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有することや照射光線が他の交通を妨げないことを検査しているところですが、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するための計測方法を変更し、対象車及び判定エリアを追加します。また、規定全体の構成を見直します。

[9-8]

#### (2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

### 2. 関係する省令等

今回は該当なし

### 3. 施行日

令和 6 年 8 月 1 日

# OBD検査の概要

独立行政法人 自動車技術総合機構

# 1. OBD検査とは

Point

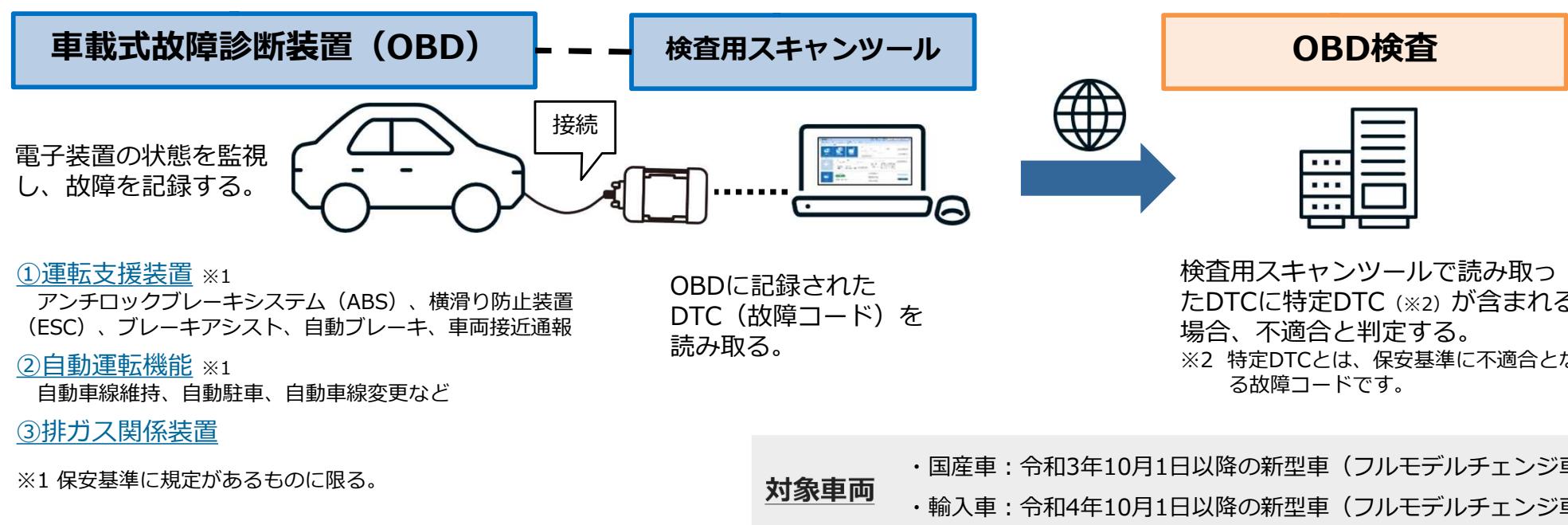
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキヤンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

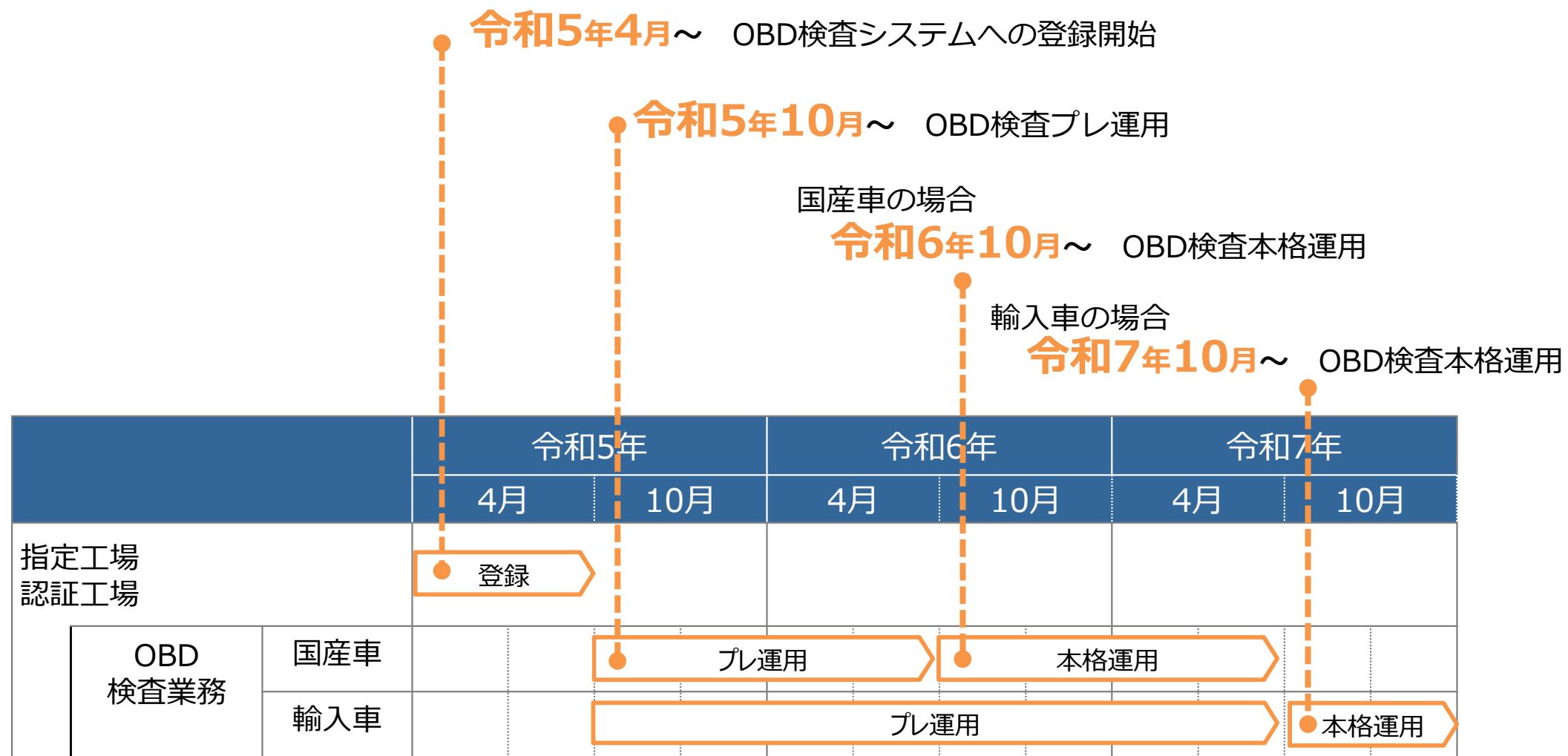
OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

## 車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



## 2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。  
本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

### 3. OBD検査システムの紹介

Point

OBD検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OBD検査に関連する業務として、以下があります。

- OBD検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OBD検査の実施
- OBD検査結果の確認

これらの業務は、OBD検査業務のために開発されたOBD検査システムを利用して行います。OBD検査システムは、インターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続して利用することができます。  
OBD検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

O  
B  
D  
檢  
查  
シ  
斯  
テ  
ム

#### 利用者管理システム

OBD検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

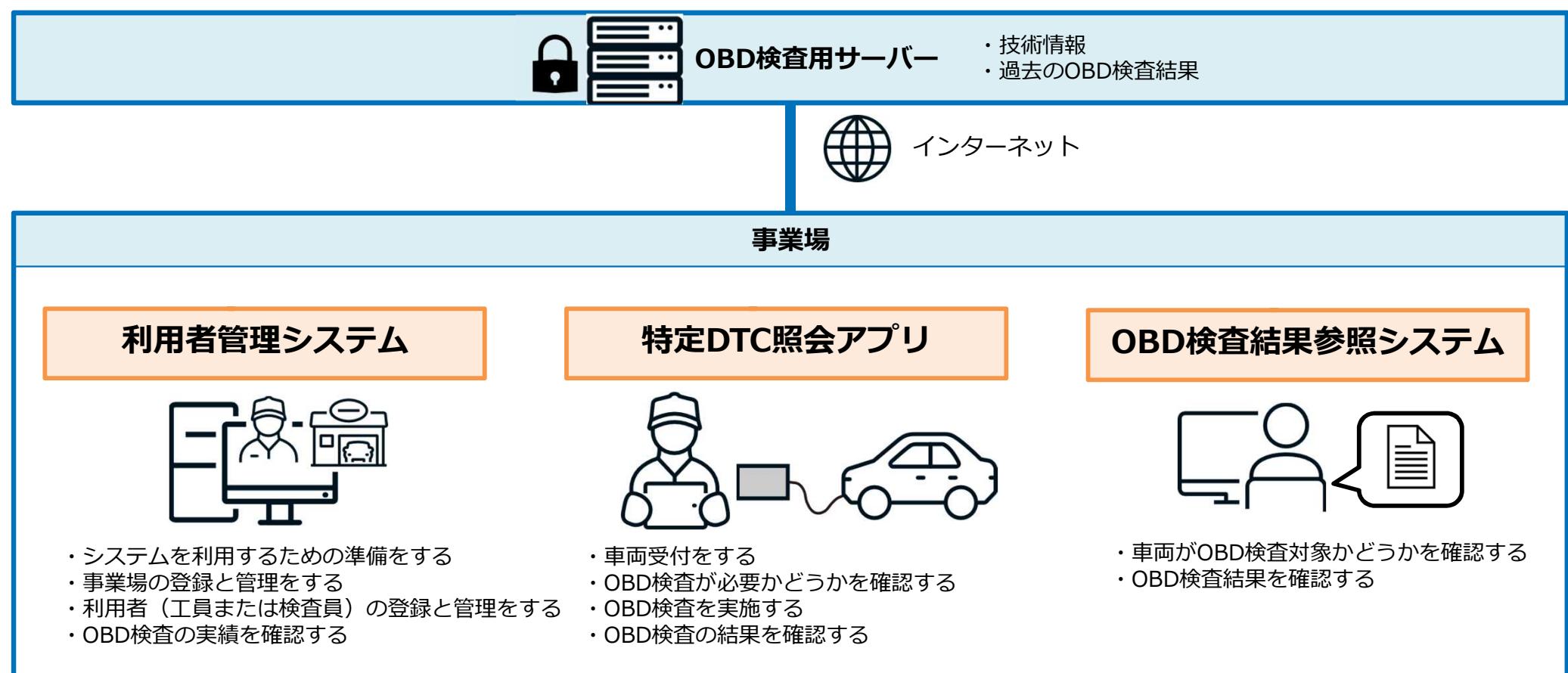
#### 特定DTC照会アプリ

車両がOBD検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOBD検査の合否を判定するためのアプリケーションです。

#### OBD検査結果参照システム

OBD検査の結果を確認して出力したり、OBD検査の対象であるかどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

自動車製作者等から提出された技術情報や事業場で実施した過去のOBD検査結果は、セキュリティを担保したうえでOBD検査用サーバーで管理されます。事業場からはインターネットを経由してOBD検査用サーバーに接続し、以下のシステムとアプリを利用してOBD検査を実施します。



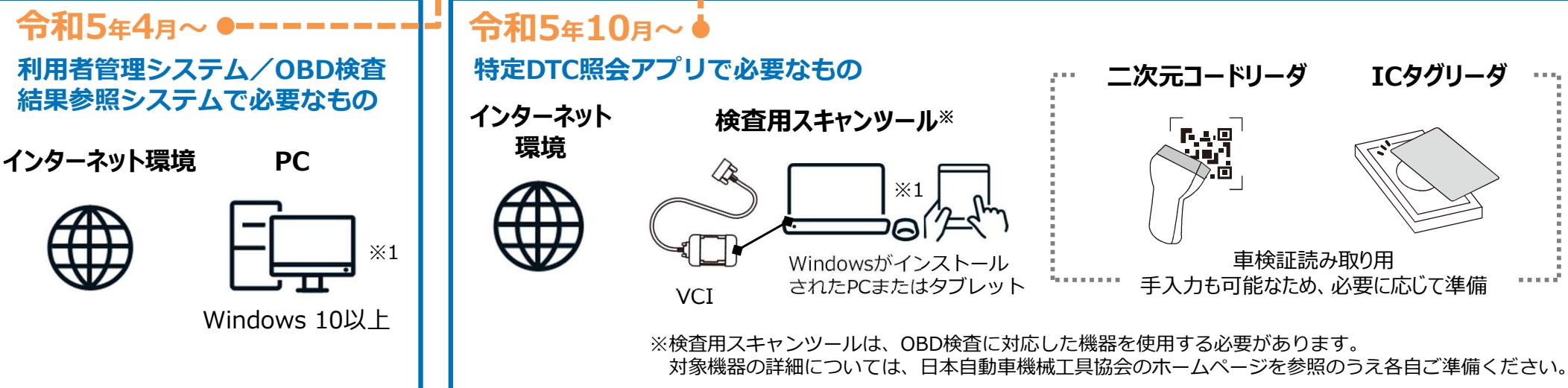
## 4. OBD検査の開始にあたり準備するもの

### Point

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

### 環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。



**令和5年4月～** 利用者管理システム／OBD検査結果参照システムで必要なもの

インターネット環境 PC  
Windows 10以上

**令和5年10月～** 特定DTC照会アプリで必要なもの

インターネット環境 検査用スキャンツール※  
VCI WindowsがインストールされたPCまたはタブレット  
※1

二次元コードリーダ ICタグリーダ  
車検証読み取り用  
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。  
対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

# 5. OBD検査対象の車両について

Point

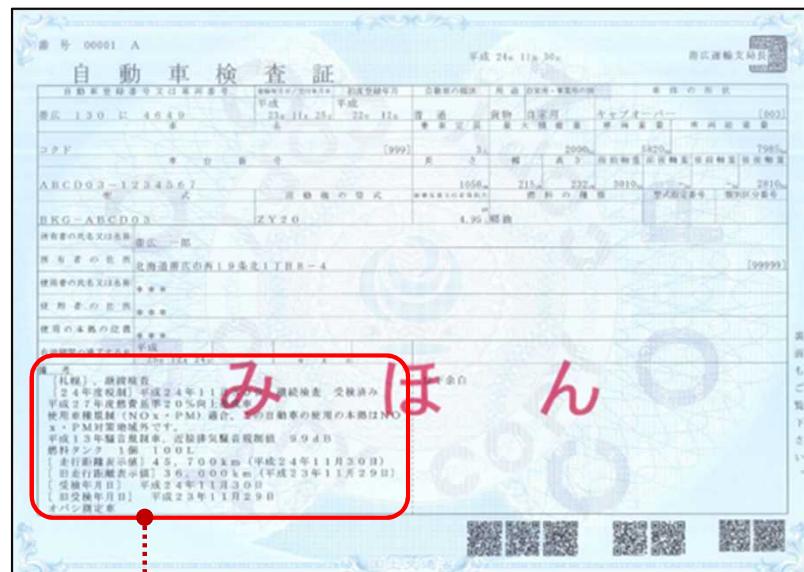
OBD検査対象車かどうかを  
車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

車検証



備考  
OBD検査対象車

電子車検証



備考  
OBD�查対象

裏面もご覧ください。  
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

## 6. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

### OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



### 普段の業務（OBD検査）の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。



▶ OBD検査結果参照システムを利用して、OBD検査結果を確認します。

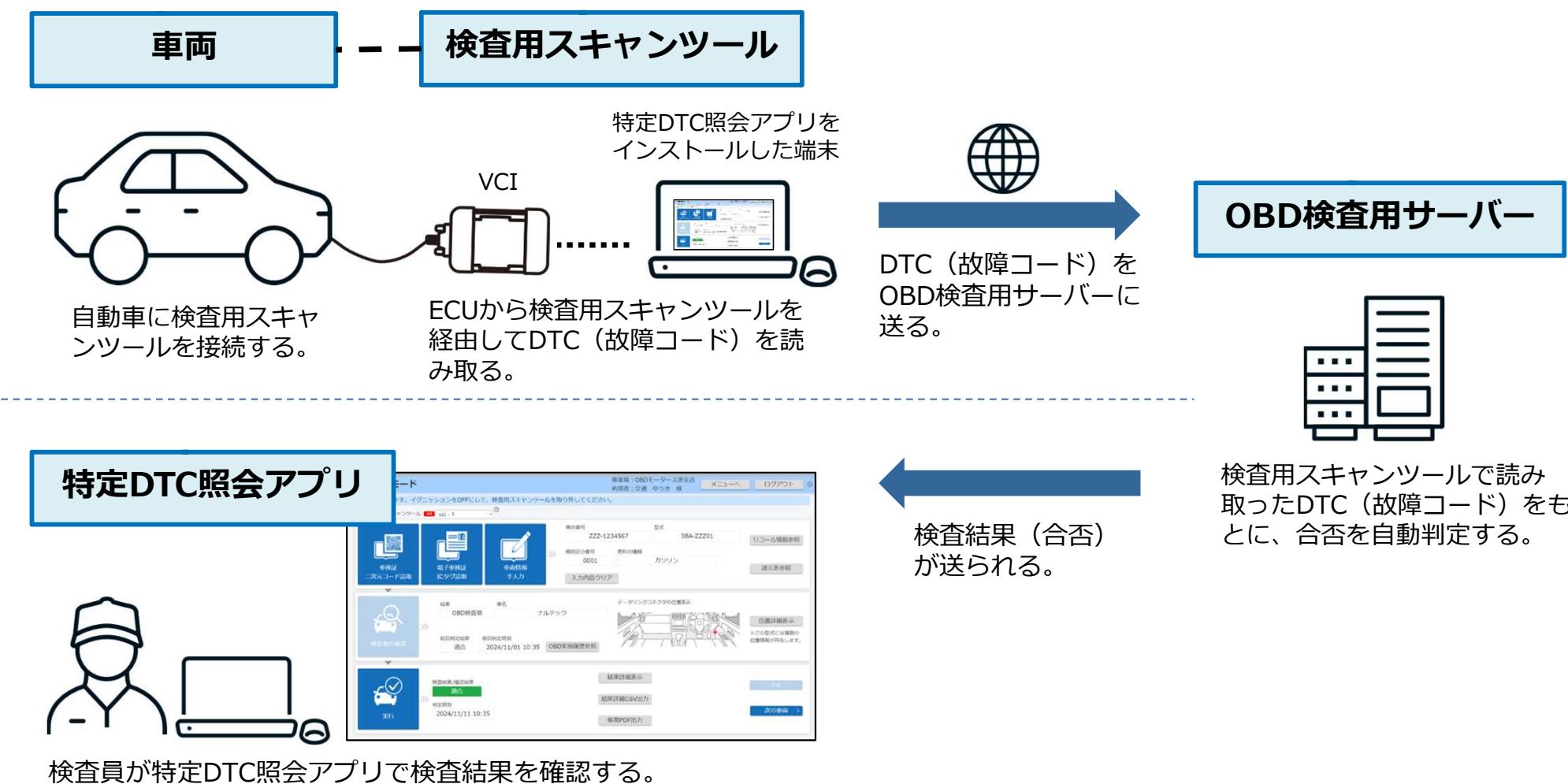


## 7. OBD検査の実施概要

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC（故障コード）を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。

## Point

▶ DTC（故障コード）を読み取り、  
サーバーで判定した結果を確認する



## 8. ポータルの紹介

Point

OBD検査システムへのログインやOBD検査に関する情報の閲覧ができる

OBD検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBD検査ポータル」を設置しています。OBD検査ポータルでは、OBD検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

**<https://www.obd.naltec.go.jp>**



## お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

### お問い合わせ先：OBD検査コールセンター

電話番号：0570-022-574

対応時間：月曜日～金曜日（祝日および12月29日から1月3日を除く）9時00分～17時00分

# OBD検査の始め方

・OBD検査対象車でなくてもできます。

(一定年数経過車両等、一部の車両除く。)

・指定工場は『OBD検査』『OBD確認』の両方を行います。

(『OBD検査』だけでは適否の判定まで進めず、「初回アプリ使用済」になりません。)

車両受付

完成検査で  
その他の場面で



アプリ起動

ID登録済

事業場登録



クライアント証明書インストール

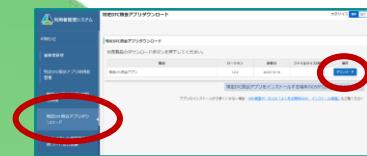
二合目

～82～



初回アプリ使用済

指定工場は運輸支局等への検査機器の変更届出も忘れずに



検査用スキャンツールを準備

アプリダウンロード

アプリインストール



三合目

初回ログイン済

ログイン / 利用者登録



## 機器更新等に伴う検査コースの閉鎖について

沖縄事務所では、令和6年6月1日～令和6年10月31日間に検査機器の更新工事等を行うため、**3コース及び4コースを閉鎖**させていただきます。

なお、工事時間中は、下記にて検査業務を行いますので、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### 1コース・2コース及び新規・DSコース入場時間

1ラウンド	9:00～10:30 <b>【休憩時間廃止】</b>
2ラウンド	10:30～12:00 <b>【最終入場時間11:50】</b>
3ラウンド	13:00～14:30 <b>【休憩時間廃止】</b>
4ラウンド	14:30～16:00 <b>【最終入場時間15:50】</b>
5ラウンド※	16:15～16:45 <b>【最終入場時間16:35】</b>
新規・DS	9:00～12:00 <b>【最終入場時間11:50】</b> 13:00～16:00 <b>【最終入場時間15:50】</b>

※ 5ラウンドの予約は継続検査のみとなります。

- 注1) 整備部門(継続検査)に関する手続きは17:00となっております。
- 注2) 登録部門(新規検査・構造等変更検査・予備検査)に関する手続きは16:00となっております。なお、16:00以降となった場合、当日の登録が出来ない場合がございます。
- 注3) 検査場の混雑状況によっては「予約したラウンド時間内」に入場できないこともあります。

# ヘッドライトテスタを用いた 前照灯検査(ロービーム計測)の 全国移行期限を延期します

平成10年9月1日以降に製作された自動車（二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く）のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、全国的に移行する期限を「令和8年8月1日」に延期します。

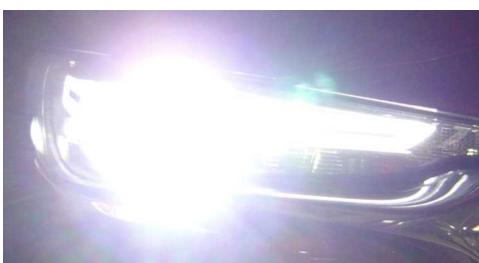
過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

## 【ロービーム検査の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズしていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、車検制度において定期的に検査することとしています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

# ロービームの光度及び向きの適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、①レンズ面のくもり②内部リフレクタの劣化③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いします。

- レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！
- 照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



これらは適切な整備・調整が必要です！

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



光が拡散してしまう  
相性の悪いバルブに交換



独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



軽自動車検査協会  
Light Motor Vehicle Inspection Organization

## 使用過程車に係る事前提出書面 審査の一部拡大について

<貨物車から乗用車等への変更は事前書面審査を実施します。>

### 【概要】

使用過程車に係る検査※1において、自動車の用途等の変更※2により適用される技術基準が異なり、改めて当該技術基準の適合性審査を書面により行う必要があるものについては、当該検査に先立って事前提出書面の審査を平成31年10月1日以降より実施することとしますので、お知らせします。

これに該当する場合は、使用過程車に係る検査に先立って提出書面を事前に届け出てください。

**注意：提出書面に不備等があった場合、審査ができませんのでご注意願います。**

※1 「使用過程車に係る検査」：

新規検査又は予備検査（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、若しくは構造等変更検査をいう。

※2 「用途等の変更」：以下に掲げる区分に変更があるものをいう。

- ① 用途（貨物 ⇄ 乗用 ⇄ 乗合）
- ② 乗車定員（乗車定員9人以下 ⇄ 10人以上 等）
- ③ 車両総重量（車両総重量が3.5t以下 ⇄ 3.5tを超え12.0t以下 ⇄ 12.0tを超える貨物自動車 等）
- ④ 自動車の種別の変更（軽 ⇒ 小型 等）

※3 提出書面（第1号様式）は以下のURLからダウンロードが可能です。

<http://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>

※4 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程をご参照ください。

※5 ご不明な点についてはお問い合わせください。



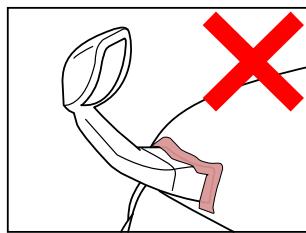
独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology  
掲示期限 年 月 日

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、  
検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、  
次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

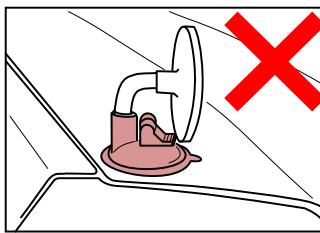
# 保安基準に適合しません

## ■保安基準に適合しないものの例

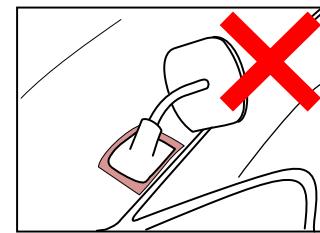
- (1) 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- (6) 手指で搖する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの  
(溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る）に取付けられているものを除く。)
- (9) カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。
  - ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分
  - イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア)又は(イ)に掲げるもの
    - (ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分
    - (イ) バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



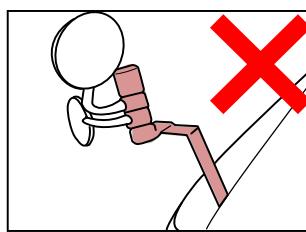
粘着テープによる取付



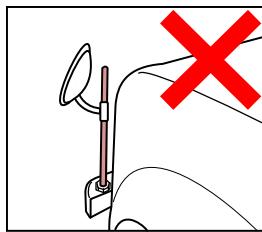
取付部が吸盤形状



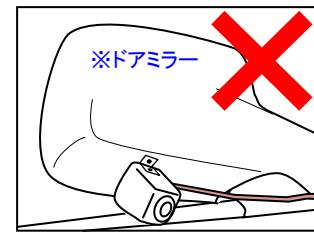
シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



※ドアミラー

カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。 ~87~

平成29年1月以降に製作された自動車に装着する  
直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、  
その性能を損なわぬよう、

# 取付方法等に関する要件が変わります

## 【規定における要件】

次に掲げるいずれかの構造を有するように取付けられなければならない。

### (1) 鏡体部及びその支持部により構成される装置

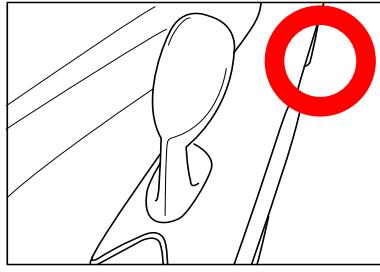
溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取付けられており、かつ、取付部附近の自動車の最外側より突出しない構造

※ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る。）及び専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。）にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられている構造であればよい。

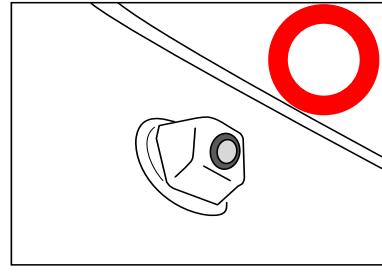
### (2) カメラ及び画像表示装置により構成される装置

確実に取付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

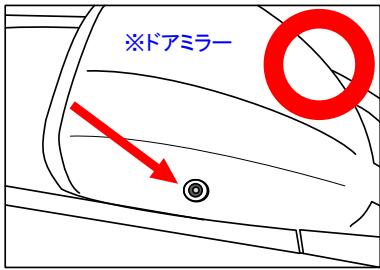
#### 適合する事例



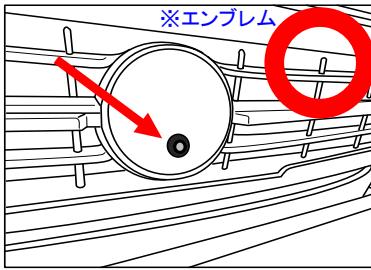
ボルト・ナット取付のミラー



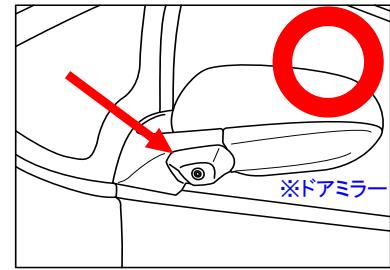
配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ



配線が露出していないカメラ

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している  
審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。 ~88~

# 高圧ガスの燃料装置に係る審査方法が変更になります

令和5年10月20日に公布された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1048号）により、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えるガス容器及びガス容器附属品については、令和5年12月21日以降、当該告示に定めるガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準に適合しなければならないと改正されたことに伴い、審査方法を以下のとおり変更します。

◆圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）に備えられたガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式16による「ガス容器等再試験結果証明書」により審査します。

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第49条第1項及び第49条の4第1項に規定されている試験機関
- ② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有することが書面等により確認できる試験機関

◆次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱います。

- ① 審査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の1年1か月後の日とする。）を経過していないこと
- ② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること
- ③ ガス容器及びガス容器附属品（目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面）が著しく損傷していないこと

◆この取扱いは、令和5年12月21日から適用します。

## ■ 様式16「ガス容器等再試験結果証明書」ダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを  
下方にスクロール



左から2番目の  
アイコンをクリック



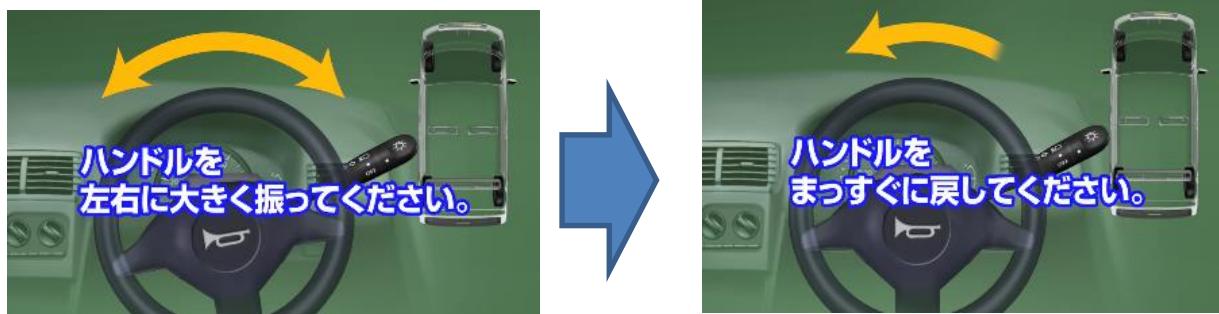
独立行政法人  
**自動車技術総合機構**  
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限 令和6年11月30日

# 令和6年度 整備主任者・検査員研修 【沖縄版教材】

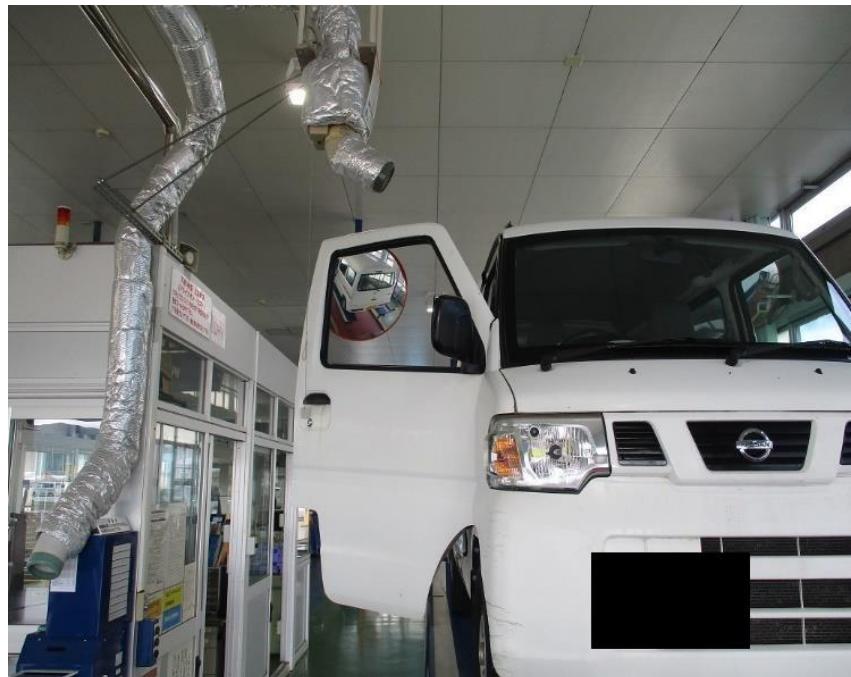


## ドライブオンリフトによる下回り検査のハンドル操作の手順について



誘導のとおりハンドル操作を行なわないと、車両の損傷や受傷の恐れがありますので検査員の誘導に従って、ハンドル操作をお願いします。

## ドライブオンリフトによる下回り検査での注意事項



### 注意事項

リフト上では…

○エンジンを停止してください

○シフトレバー位置を、パーキング又はニュートラルにしてください

○駐車ブレーキを掛けてください

○ドアを開けないでください

○検査員の誘導に従ってください

## オートライト装備車の受検について

オートライト装備車(スピードメーター検査の際に消灯できない車両)は、  
**1コースにて申告ボタンを押下**のうえ、受検いただきますようお願ひいたします。 ※2コース・3コースはオートライトに対応していません。



# 検査コースにおける前照灯試験機を用いた前照灯検査(ロービーム計測)について

国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会からのお知らせ  
令和6年5月

## ヘッドライトテスタを用いた 前照灯検査(ロービーム計測)の 全国移行期限を延期します

平成10年9月1日以降に製作された自動車(二輪車、側車付二輪車、大型特殊自動車及びトレーラを除く)のヘッドライトの検査は、令和6年8月1日以降、全車ロービーム計測に移行する予定でしたが、周知期間中にいただいた様々なご意見を踏まえ、全国的に移行する期限を「令和8年8月1日」に延期します。

過渡期においては、円滑な移行に向けた取り組みを実施し、準備・調整が整い次第、地域ごとに全車ロービーム計測に移行してまいりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。

### 【ロービーム検査の必要性について】

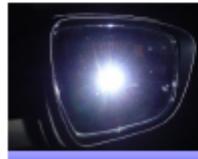
夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか?また、暗くて不安を感じることはありますか?

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズしていくもので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、車検制度において定期的に検査することとしています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト

※裏面もご覧ください。

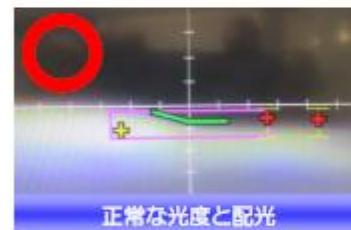
### ロービームの光度及び向きの

## 適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。ロービーム計測で基準不適合となる自動車は、①レンズ面のくもり②内部リフレクタの劣化③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものがほとんどです。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いします。

- ◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始!
- ◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる!



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

### これらは適切な整備・調整が必要です!

整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



光が拡散してしまって



相性の悪いバルブに交換

## OBD検査の開始について

**令和5年10月～** OBD検査プレ運用

国産車の場合

**令和6年10月～** OBD検査本格運用

輸入車の場合

**令和7年10月～**  
OBD検査本格運用



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は行いません。

# OBD検査の開始について

**車検時の新たな検査項目として「OBD 検査」が追加されました。**

QRコード  
OBD 検査 ポータルサイト



『OBD 検査』とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査（車検）の検査項目として、令和 6 年 10 月以降（輸入車は令和 7 年 10 月以降）に新たに追加されました。

**✓ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD 検査対象」と記載があります。**

車検証の備考欄  
記載例：令和 3 年 10 月（輸入車は令和 4 年 10 月）以降のニューモデルから対象、それ以外は対象外

記載例：記載あっても以下の場合は検査不要です  
 車検の日が令和 6 年 9 月 30 日以前（輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前）  
 車検の日が型式指定年月日から 2 年を経過していない  
 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して 10 ヶ月を経過していない。

● どんな装置を検査するの？ ●

- 制動装置 (ABS, ESC, EVSC, BAS, AEBS)
- かじ装装置 (高度運転者支援ステアリングシステム)
- 自動運行装置
- 車両接近通報装置 (AVAS)
- 排出ガス発散防止装置

## OBD検査対象車

令和3年10月以降のニューモデルからが対象

車検証の備考欄に、「OBD検査対象」と記載があります

※記載があっても以下の場合は検査不要

- ・車検の日が令和6年9月30日以前
- ・車検の日が型式指定年月日から2年経過していない
- ・車検の日が初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

# OBD検査の開始について(令和6年10月～)

National Agency for  
Automobile and Land Transport Technology

NALTEC 独立行政法人  
自動車技術総合機構

## 検査コースにおけるOBD検査の流れ(プレ運用・本運用共通)

OBD検査の基準適合性審査は、検査担当者が次の手順により実施します。

- ① 検査コースの入口において自動車検査証等の二次元コードを読み取り、OBD検査が必要かどうかを、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ② OBD検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続して、車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、検査用端末からOBD検査用サーバに照会します。
- ③ OBD検査用サーバが分析及び照合した結果の応答を待ち、基準適合性の判定結果を検査用端末で確認します。

注1: データリンクコネクタへの検査用スキャンツールの接続/取外しは、原則として検査担当者が実施します。



注2: 運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しをお願いします。



注3: 検査担当者の指示により、原動機の始動(電気自動車又はハイブリッド自動車は走行可能状態(READYの状態))と停止の操作をお願いします。

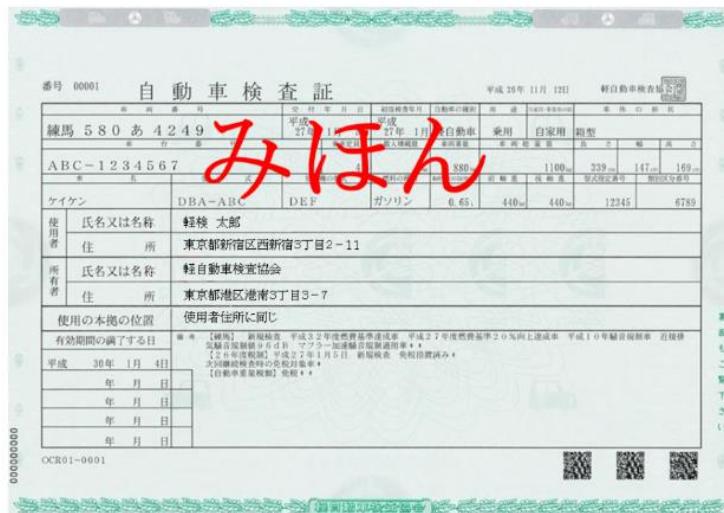


**OBD検査は  
検査コースの入口において実施します**



# 自動車検査証の電子化について

令和6年1月より自動車検査証がICタグを備えた電子車検証に変わりました。



# 軽自動車の次回重量税額照会サービスについて

**重要なお知らせ**

## 軽自動車の次回重量税額 照会サービスが始まりました。

軽自動車検査協会HPからバナーをクリックしてください。  
スマートフォンはこちら⇒ 

**次回自動車重量税額照会サービス**

初めての方 よくあるご質問 利用規約 ご利用上の注意 プライバシー ポリシー セキュリティ お問い合わせ先

> ホーム > 次回自動車重量税額照会入力

下記の項目に入力後、照会ボタンを押してください。

1. 車台番号 (必須)  
※自動車検査証等に記載されている車台番号の全桁を入力してください。  
\*車台番号が英数字のみの場合  
  
 車台番号に漢字が含まれる場合  
 (必須)   
 (半角英数字)

2. 検査予定日 (軽自動車検査協会で継続検査等の手続きを行う予定日) (必須)

③

①.車台番号を全桁入力（すべて半角で入力してください）  
②.受検予定日をカレンダーから入力  
③.照会ボタンをクリック  
※ご利用可能時間 9:00～21:00  
(年末年始 (12/29～1/3) 及びメンテナンス時を除く)

## 軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)について



国土交通省・総務省・軽自動車検査協会・地方税共同機構 <https://www.ita.go.jp/jidousya/>

令和5年1月より、継続検査申請時に画像右下の軽JNKSへ自動的に照会する事が可能となりました。

それにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となります。

ただし以下のようないふなケースでは、納税証明書の提示が必要な場合がありますのでご注意ください。

- ・納付したばかりのため、軽JNKSに情報が反映されていない場合。
- ・対象車両に過去の未納がある場合。
- ・他の市区町村から引っ越しして間もない場合。

※納付したにもかかわらず軽JNKSに登録が無いなど軽JNKSに関するお問い合わせは各市区町村の軽自動車税担当課へお問い合わせください。

※軽JNKSパンフレット画像を使用

## 車検ステッカーの貼り付け位置について



※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。



国土交通省



軽自動車検査協会

令和5年7月より、軽自動車につきましても車検ステッカーの貼り付け位置が変わりました。

従来の「前面ガラスの車両前方から見やすい位置」から、「前面ガラスの運転者席側上部で車両中心から可能な限り遠い位置」となります。

## 指定継続申請の際のお願いについて

1/3

- ・保安基準適合証が書面提出と電子提出が混在する場合は、クリアファイル等で分けて提出頂くようお願いいたします。

理由：紙保適と電子保適が混在していると、審査に時間を要します。

- ・複数件申請がある場合は、OCRシートと保安基準適合証等の他の書類をクリップ等で分けて提出頂くようお願いいたします。

理由：書類を受け取ってから、1件ずつOCRシートを外す作業に時間を要します。

- ・複数件申請される場合は、申請チェックシートを添付頂くようお願いいたします。

理由：申請された書類を確実に、お返しするため申請された件数の把握が必要です。

## 指定継続申請の際のお願いについて

2/3

紙保適提出の際は、OCRシート右上の、以下の3点を必ず記入いただきますようお願いいたします。未記入の場合、車検証が出力されません。

軽専用第2号様式									
<input checked="" type="checkbox"/> 証明書指示 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 保・自提出</li> <li><input type="checkbox"/> 2 保適証提出</li> <li><input type="checkbox"/> 3 自検査提出</li> </ul>			<input type="checkbox"/> 处理 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 訂正</li> <li><input type="checkbox"/> 2 復元</li> <li><input type="checkbox"/> 3 捷査証不要</li> <li><input type="checkbox"/> 4 判定検査証交付</li> <li><input type="checkbox"/> 5 再出力</li> </ul>		<input type="checkbox"/> 例外 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1 別途</li> <li><input type="checkbox"/> 2 制限解除</li> </ul>				
ち下7桁の数字等を記入 (記入例) AB3 - 1234567									
整備工場コード 99 - ○○○○○○									
走行距離計表示値 123 00 km									

• 証明書指示に「1」保・自提出

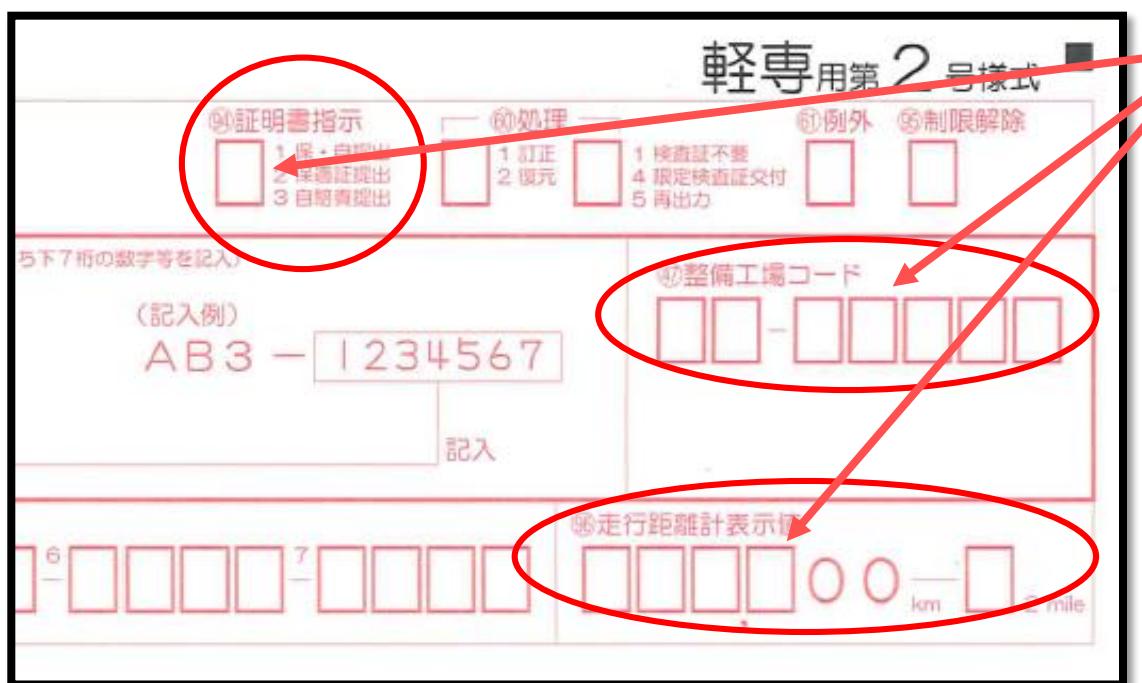
• 整備工場コードに「99 - ○○○○○○」  
※○に左詰めで指定番号

• 走行距離計表示値

## 指定継続申請の際のお願いについて

3/3

電子保適での申請の際は、OCRシート右上の、以下の3点は記入しないでください。記入されますと、車検証が出力されません。



軽専用第2号様式

④證明書指示

1 指定・自認  
2 保適証提出  
3 自認書提出

1 納入  
1 訂正  
2 復元  
1 接査証不要  
4 指定検査証交付  
5 再出力

⑤例外 ⑥制限解除

ち下7桁の数字等を記入

(記入例) AB3 - 1234567

記入

⑦走行距離計表示欄

00 km

・電子保適の際は、  
記入不要

## 軽自動車OSS(新車・継続検査(指定整備))について



平成31年5月7日より運用を開始した軽自動車OSS継続検査は、沖縄事務所で利用率53.0%(令和6年5月末現在)となっており運用開始から順調に推移しております。

また、令和5年1月より新車OSSも開始しており、ますます便利になっていきます。

沖縄県全体の利用率は50.3%(令和6年5月末現在)と全国平均よりは低いですが、順調に増えてきております。

沖縄県は補正件数(修正や確認依頼)が、全国で1番多くなっておりますので、電子申請であっても、電子保適、電子自賠、電子申請書の内容を良くお確かめの上、申請していただきますようお願いいたします。

## 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について



軽自動車OSS継続検査(指定整備)について、申請の際は電子保安基準適合証、申請書は車検証記載のとおり入力するようしてください。  
具体的には以下のような事例が見受けられます。

- ・住所の一部抜け。
- ・車検証に記載のない「字(あざ)」が入力されている。
- ・旧漢字で入力されている。 等

上記はあくまで一例ですが、一文字でも相違すると補正(修正や確認依頼)が発生し交付待ち状態になるまでに時間を要する可能性があります。

ご協力をお願い致します。

## 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について



### 過去に車検証が再交付されている申請の取扱の改善

#### 対処方法

車検証が再交付されている車両か否かにかかわらず下記の番号を継続検査申請書(電子)に設定してください

**目視審査待ちにならず、処理がスムーズになります(補正件数の減少)**

『電子車検証』の場合:電子車検証管理番号13ヶタ(例:1234567890123)

『紙車検証』の場合:受理番号および発行年月日11ヶタ

(例:12345051002:受理番号12345・発行年月日令和5年10月2日のケース)

## 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について



↓受付番号(5ヶタ)		↓発行年月日(6ヶタ)	
番号 00001	自動車検査証		平成 28年 (1月 12日)
車両登録番号 年月日 初回検査年月 次回検査年月 <b>練馬 580 あ 4249</b> 平成 27年 1月 <b>平成 27年 1月</b> <b>自動車</b> <b>乗用</b> <b>自家用</b> <b>範型</b> 車種 年式 認定年月 人種別車種 用途別車種 有効走行距離 有効燃費率 有効燃費量 有効CO <sub>2</sub> 排出量 <b>ABC-1234567</b> <b>平成 27年 1月</b> <b>乗用車</b> <b>ガソリン</b> <b>0.65</b> <b>410m</b> <b>440m</b> <b>17345</b> <b>6789</b>		軽自動車検査協会	
所有者 氏名又は名称	軽機 太郎		
住 所	東京都新宿区西新宿3丁目2-11		
所有者 氏名又は名称	軽自動車検査協会		
住 所	東京都港区港南3丁目3-7		
使用者住所に同じ			
有効期間の満了する日	年 月 日 <b>平成 28年 1月 4日</b> 年 月 日 年 月 日 年 月 日		
特記事項 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日			

自動車検査証		令和6年1月4日	軽自動車検査協会
車両登録番号 練馬 580 あ 4249		検査登録番号 令和6年1月 軽自動車 乗用自家用	
ケイケン		種別 ABC-1234567	
年 式 DBA-ABC		燃料種類 DEF	
車両重量 4t		荷物積載量 880kg	
乗員重量 1人		乗客積載量 1100kg	
乗車重量 1人		荷物積載量 339kg	
乗車重量 1人		荷物積載量 147kg	
乗車重量 1人		荷物積載量 169kg	
経験者 ハイブリッド車、平成28年輸入M1A1A 73dB 3 .750rpm (H) 4,875rpm			
みほん			
0401123456789			
電子車検証管理番号 (13ヶタ)			
車検証記入欄 C タグがあるで 保管してください。			
COPY			
QRコード みほん		QRコード みほん	
K1234AA1234567			
軽自動車検査協会			

# 軽自動車OSS継続検査(指定整備)について



## [紙車検証]と[電子車検証]が混在する場合は分けて申請願います

『電子車検証』と『電子化前の車検証』が混在した状態で持ち込まれると…



まず当協会事務所にて仕分け作業が発生することに…



### 記載例（赤字記載）

継続申請件数チェックリスト	番号札 1 2 3 4 番	
[紙車検証]と[電子車検証]が混在する場合は、それぞれクリアファイルを分けて申請願います。		
誤交付防止のため、 <b>2件以上の申請をする場合</b> は、番号札番号・件数を記載及び下欄該当項目に○を付け 申請書と一緒にクリアファイルに入れて提出して下さい。		
<input type="checkbox"/> 指定 <input checked="" type="radio"/> OSS <input type="checkbox"/> 持込 <input type="checkbox"/> 紙車検証 <input checked="" type="radio"/> 電子車検証	<input type="checkbox"/> 現車検証の種類を○で囲む <input checked="" type="radio"/> 紙車検証 <input type="radio"/> 電子車検証	
件 数 3	不備（内数） ( )	確認欄

## すべての申請へのお願い

1/2

- 提出書類に領収書、請求書、リサイクル券、点検ステッカー等の申請に**不必要的書類を混同させないでください。**

理由:返却漏れや紛失等によりトラブルの原因となります。

- 中古新規の際、**返納証明書にリサイクル券をホッチキス止めしないでください。**

理由:ホッチキスを外すのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

- 点検整備記録簿(お客様控、整備工場控)は検査票と切り分けて提出してください。**

理由:検査票と切り分けるのに時間を要します。また、返却漏れも懸念されます。

- OCRシートへは、楷書で丁寧な記載をお願いいたします。**

理由:機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

## すべての申請へのお願い

2/2

- 当協会ホームページよりOCRシートをダウンロードして印刷する場合は、A4サイズの**白色の印刷用紙に、印刷時の設定で「実際のサイズ」を選択していることを確認し印刷してください。**

**理由:**「実際のサイズ」を選択しなかった場合、微妙に縮小されて印刷される場合があります。縮小されて印刷された場合機械で読み込めませんので、再度記入していただく場合がありますので、ご了承ください。

なお、OCR申請書をコピーされたものは受理できません。

- OCRシートを手書きではなく、印刷される場合は**枠からずれないようにお願いします。**

**理由:**機械が誤読することにより、修正作業に時間を要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

- OCRシートを手書きではなく、**印刷される場合は**機械で読み取れるよう**文字の濃さを調整**願います。

**理由:**文字が薄いと機械が読み取らないばかりか手作業による入力に時間要します。また、車検証への誤記載が懸念されます。

# 申請書類提出順序のお願いについて

## 継続検査(持込)

1. 検査票
  2. 車検証
  3. OCRシート
  4. 重量税納付書
  5. 納税証明書※
  6. 自賠責保険
- ※提出の場合

## 継続検査(指定)

1. OCRシート
  2. 納税証明書※
  3. 保安基準適合証
  4. 重量税納付書
  5. 車検証
- ※提出の場合

## 中古新規(持込)

1. 検査票
2. 返納証明書  
(返納確認書)
3. OCRシート
4. 申請審査書  
(申請依頼書)
5. 住民票
6. 重量税納付書
7. 自賠責保険

車検証の記載内容は複雑化してきており、審査項目も増えております。  
申請者の方の、お待ちいただく時間を少しでも減らしたいと考えておりますので、  
申請書類の提出順序について御協力をお願いいたします。

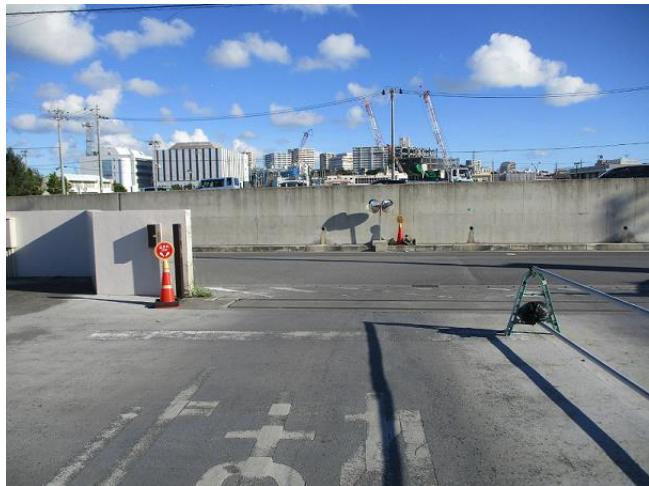
## 車両操作ミスによる事故多発中！！



アクセルペダルとブレーキペダルの踏み間違い、シフトレバーの位置確認不足など、車両操作のミスによる事故が多発しています。車両の移動の際は十分に注意をされますようお願いします。



## 構内事故防止にご協力をお願いします。



事務所出入口付近は見通しが悪いにもかかわらずスピードを出して走行している車両があり、退出時、一時停止しないと衝突する恐れがあります。

交通量が増えているので、必ず**一時停止し左右確認**を行ってください。

検査場出口、退出時に**一時停止**しない車両があります。付近に横断歩道もあり、横断者と接触する恐れがあるため、必ず**一時停止し左右確認**を行ってください。

## 受検者の皆様へ

検査場内事故防止のため、検査時は以下の事項を遵守するよう  
ご協力お願いします。

- ・ 検査は焦らず、慌てずに行動すること。
- ・ 検査中は車両の前後に立たないこと。
- ・ 検査場内での追突事故等を防止するため、車両を停止するときは、ギヤをパーキング又はニュートラルにし、サイドブレーキを必ず引くこと。



- ・ 同一性の確認又は検査員の指示によりボンネットを開ける時は、必ずエンジンを停止し、支持棒等により保持した状態にしてください。
- ・ 夏季はボンネットが熱くなっていますので、火傷防止のため手袋等を使用してください。
- ・ サンダル、スリッパ等運転装置に誤操作の恐れのある履物での受検はご遠慮ください。
- ・ 検査コース内は、携帯電話使用禁止です。スマートフォン等の操作もご遠慮下さい。
- ・ 検査コース内は、禁煙です。
- ・ リフト上ではサイドブレーキを確実にかけ、エンジンは停止してください。

## 構内事故防止強化月間について(令和6年6月)

### 構内事故防止強化月間 - 令和6年6月 -

サイドスリップテスタ終了後、停止しようとした時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。

検査コース入り口からテスタ進入時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。

サイドスリップ検査時にペダルを踏み間違い、前方車両に追突。

駐車場で、駐車しようとする際にペダルを踏み間違い、フェンスに衝突。

焦らず、落ち着いて確実な操作を！！

アクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。（令和5年度16件）  
構内での移動や検査コースへ入場の際は、十分に注意されますようお願いいたします。

構内事故防止強化月間について(令和6年6月)

# 事故動画の再生

## 構内駐車場レイアウト変更について



〈外周一方通行化〉

令和3年12月より、駐車スペースの確保と、構内事故防止の観点から、外周一方通行化に変更となっております。

ご清聴ありがとうございました。

